

令和3年第3回美幌町議会定例会会議録

令和3年3月 2日 開会

令和3年3月16日 閉会

令和3年 3月2日 第1号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 同意第 1 号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 議案第 3 号 町道路線の一部変更について
- 日程第 7 議案第 4 号 指定管理者の指定期間の変更について (美幌町職業訓練センター)
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 2 年度美幌町一般会計補正予算 (第 1 3 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 2 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 令和 2 年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 令和 2 年度美幌町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 令和 2 年度美幌町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 令和 2 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 2 年度美幌町水道事業会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 2 年度美幌町病院事業会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 美幌町労働会館条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 美幌町消費生活センター設置条例の一部を改正する条例制定について

日程第25	議案第22号	美幌町地域振興センター条例を廃止する条例制定について
日程第26	議案第23号	美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
日程第27	議案第24号	指定管理者の指定について（地域集会室 16施設）
日程第28	議案第25号	指定管理者の指定について（美幌町地域用水広報館）
日程第29	議案第26号	指定管理者の指定について（農作業準備休憩施設 4施設）
日程第30	議案第27号	指定管理者の指定について（美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート）
日程第31	議案第28号	指定管理者の指定について（美幌町B＆G海洋センター）
日程第32	議案第29号	令和3年度美幌町一般会計予算について
日程第33	議案第30号	令和3年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
日程第34	議案第31号	令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第35	議案第32号	令和3年度美幌町介護保険特別会計予算について
日程第36	議案第33号	令和3年度美幌町公共下水道特別会計予算について
日程第37	議案第34号	令和3年度美幌町個別排水処理特別会計予算について
日程第38	議案第35号	令和3年度美幌町水道事業会計予算について
日程第39	議案第36号	令和3年度美幌町病院事業会計予算について （令和3年度町政執行方針） （令和3年度教育行政執行方針）
日程第40	一般質問	5番 木村利昭君 9番 藤原公一君

○出席議員

1番 戸澤義典君	2番 稲垣淳一君
3番 大江道男君	4番 高橋秀明君
5番 木村利昭君	6番 伊藤伸司君
7番 馬場博美君	8番 古舘繁夫君
9番 藤原公一君	10番 坂田美栄子君
副議長 11番 岡本美代子君	13番 松浦和浩君
議長 14番 大原昇君	

○欠席議員

12番 上杉晃央君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君	教育委員会 会長 矢萩浩君
農業委員会 会長 千葉正美君	選挙管理委員会 委員長 松本光伸君
監査委員 高木清君	

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 高崎利明君 総務部長 小室保男君

民 生 部 長 那 須 清 二 君
 建 設 水 道 部 長 川 原 武 志 君
 事 務 連 絡 室 長 志 賀 寿 君
 総 務 主 幹 関 弘 法 君
 まちづくり主幹 佐々木 斉 君
 財 務 主 幹 中 尾 亘 君
 児 童 支 援 主 幹 小 室 秀 隆 君
 健 康 推 進 主 幹 大 場 圭 子 君
 みらい農業センター主幹 午 来 博 君
 商 工 観 光 主 幹 多 田 敏 明 君
 建 設 主 幹 御 田 順 司 君
 水 道 主 幹 石 山 隆 信 君
 地域医療連携主幹 高 山 吉 春 君
 環境衛生担当主査 水 上 修 一 君
 教 育 部 長 田 村 圭 一 君
 学 校 給 食 主 幹 斉 藤 浩 司 君
 スポーツ振興主幹 浅 野 謙 司 君
 農業委員会事務局長 佐々木 鑑 仁 君

経 済 部 長 石 澤 憲 君
 病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
 会 計 管 理 者 西 俊 男 君
 防 災 危 機 管 理 主 幹 河 端 勲 君
 政 策 主 幹 後 藤 秀 人 君
 税 務 主 幹 片 平 英 樹 君
 福 祉 主 幹 影 山 俊 幸 君
 農 政 主 幹 田 中 三 智 雄 君
 耕 地 林 務 主 幹 中 沢 浩 喜 君
 施 設 管 理 主 幹 以 頭 隆 志 君
 建 築 主 幹 吉 田 善 一 君
 病 院 総 務 主 幹 菅 敏 郎 君
 事 務 連 絡 室 次 長 横 山 聖 二 君
 医 療 給 付 担 当 主 査 早 坂 ト シ 君
 学 校 教 育 主 幹 遠 藤 明 君
 社 会 教 育 主 幹 松 尾 ま ゆ み 君
 博 物 館 主 幹 鬼 丸 和 幸 君
 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 立 花 良 行 君
 監 査 委 員 室 長

○議会事務局出席者

事 務 局 長 遠 國 求 君
 議 事 係 長 鶴 田 雅 規 君

次 長 佐 藤 和 恵 君
 議 事 係 新 田 麻 美 君

午前１０時００分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、令和３年第３回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、２番稲垣淳一さん、３番大江道男さんを指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第２ 会期の決定についてを議題とします。

去る２月２２日、議会運営委員会を開きましたので、副委員長から報告を求めます。

４番高橋秀明さん。

○４番（高橋秀明君）〔登壇〕 委員長である上杉晃央さんは、体調不良のため欠席でありますので、代わりに、私、高橋が御報告を申し上げます。

令和３年第３回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る２月２２日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日、２日、第１日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、同意第１号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてから、議案第１２号令和２年度美幌町病院事業会計補正予算（第５号）についてまでを審議します。

令和２年度関連議案の審議後に、令和３年度関連議案である議案第１３号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

から、議案第３６号令和３年度美幌町病院事業会計予算についてまでの２４件を一括上程した後、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に、木村利昭さん、藤原公一さんの２名を予定しております。

第２日目、３日は、前日に引き続き一般質問を行い、馬場博美さん、戸澤義典さん、私、高橋秀明、坂田美栄子さん、稲垣淳一さんの５名を予定しております。

第３日目、４日は、第２日目に引き続き一般質問を行い、上杉晃央さん、大江道男さん、岡本美代子さんの３名を予定しています。

第４日目、５日は、令和３年度関連議案の説明を受けます。

第５日目、６日土曜日及び第６日目、７日日曜日は、休日休会となります。

第７日目、８日及び第８日目、９日は、開会後、本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点整理を行います。

第９日目、１０日及び第１０日目、１１日は、各議員が議案の疑問点を整理し、資料を要求したものに対して関係部局が資料を作成するため、議決休会とします。

第１１日目、１２日は、令和３年度関連議案の質疑を行います。

第１２日目、１３日土曜日及び第１３日目、１４日日曜日は、休日休会となります。

第１４日目、１５日から第１７日目、１８日は、第１１日目に引き続き、令和３年度関連議案の質疑を行います。質疑終了後、本会議を休憩し、会派等による審議を行います。その後、本会議を再開し、令和３年度関連議案の表決を行った後、報告案件などを予定しております。

次に、本定例会において、団体からの陳情・要請を２件受理していますので、その取扱いについて報告いたします。

美幌地区連合会からの高レベル放射性廃

棄物の最終処分場にしないことを求める国及び道への意見書の提出を求める陳情については、意見書案を作成し、本定例会において審議することにいたします。

なお、靖国神社国営化阻止道民連絡会議からの日本国憲法の尊重・擁護に関する要請については、資料配付の措置といたしました。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月2日から3月18日までの17日間としますが、議案審議の進行状況によっては、日程を順次繰り上げるなど、調整することもありますので、御承知おきをお願いいたします。

本定例会は、新年度予算案を審議する重要な定例会であり、会期17日間の長丁場となりますが、議員各位は、先に質問した議員との重複質問を避け、簡潔な発言に努め、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願いいたします。

以上、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会副委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から3月18日までの17日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程確保のため、3月10日から3月11日までの2日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会運営委員会副委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月18日までの17日間とし、3月10日から11日までの2日間を休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

なお、上杉議員、体調不良のため、本日、松本選挙管理委員会委員長、所用のため明日以降、千葉農業委員会会長、所用のため明後日以降、高木監査委員、所用のため本日の日程第40 一般質問から明後日の一般質問終了時まで欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 行政報告

○議長（大原 昇君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和3年第3回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄附についてであります。

昨年12月、青山南にお住まいの狩野アヤ様から、町の福祉のために役立てていただきたいと100万円を、同じく12月に、株式会社中神土木設計事務所様から、新庁舎建設に役立てていただきたいと100万円を、同じく12月に、株式会社ZOOの創業者であり、株式会社スタートトゥデイ代表取締役社長の前澤友作様から、ふるさと納税8億円アイデアとして、まちづくり活動のために役立てていただきたいと500万円を、さらに、本年2月に、株式会社道央環境センター様から、町のために役立てていただきたいと100万円の御寄附をそれぞれいただいたところであります。

それぞれ御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

第2に、美幌町立国民健康保険病院の医師の退職についてであります。

平成27年5月1日採用の総合診療科の常勤医師である酒井英二医師より、去る12月11日に、一身上の都合により、令和3年3月31日付をもって退職したい旨、退職願の提出があったところであります。

町といたしましては、慰留に努めてまいりましたが、本人の意思を尊重し、退職を承認したところであります。

酒井医師の退職により、内科診療は5人から4人体制となりますが、酒井医師が担当している患者様は、消化器・循環器・呼吸器内科の医師にしっかりと引継ぎを行い、今後も診療に当たってまいります。

常勤医師の退職に伴い、日常的な外来及び入院診療、透析診療や救急診療に加え、新型コロナウイルス感染症に関わる業務など、残る医師の負担増加が懸念されることから、一日でも早い後任医師の確保に努める考えであります。

町民の皆様及び国保病院利用の皆様にお心配をおかけしますが、今後とも、診療体制充実を目指し、最大限の努力を継続して

まいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、御提案いたします議案等について、御説明を申し上げます。

まず、令和2年度に関わる案件といたしましては、人事案件について。

同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任については、田村昌文氏が、本年3月31日をもって任期満了となることから、新たに佐藤明美氏を選任いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、澤田孝一氏、関美恵子氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き澤田孝一氏を、また、新たに加藤幸恵氏を推薦いたしたく、御意見を賜りたいのであります。

町道路線の一部変更について。

議案第3号は、福住地区の第839号道路について、起点の見直しに伴う変更をしようとするものであります。

指定管理者の指定期間の変更について。

議案第4号は、平成30年3月22日議決の美幌町職業訓練センターに係る指定管理者の指定について、指定期間を変更することについて、議決をいただきたいのであります。

令和2年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、町有地売却に伴う公共施設整備基金への積立金として5,231万9,000円を、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るコールセンター業務委託料など216万5,000円の増額をはじめ、事務事業の確定に伴う整理、債務負担行為及び地方債の変更などを行おうとするものであります。

特別会計及び企業会計につきまして、国民健康保険特別会計については、療養給付費等負担金の増額などを、後期高齢者医療特別会計については、被保険者の増加に伴う広域連合市町村保険料等負担金の増額を、介護保険特別会計については、包括支

援事業の確定に伴う運営委託料の減額などを、公共下水道特別会計については、建設事業費の確定に伴う減額などを、個別排水処理特別会計については、個別浄化槽設置工事費の確定に伴う減額などを、水道事業会計については、量水器収納筐設置事業等の確定に伴う減額などを、病院事業会計については、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用した診療用医療備品等の購入などをそれぞれ行おうとするものであります。

次に、令和３年度に関わる案件といたしましては、条例の制定について。

議案第１３号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙運動の費用の一部を負担する選挙公営制度について、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第１４号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定については、屋内多目的運動場（サニーセンター）の完成に伴い、屋内多目的運動場整備基金の全てを処分したことから、当基金について本則から削除する改正を行おうとするものであります。

議案第１５号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険事業計画の見直しに伴い、令和３年度から令和５年度までの介護保険料率などを定めようとするものであります。

議案第１６号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第１７号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第１８号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第１９号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、それぞれ国の基準省令が改正されたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第２０号美幌町労働会館条例の一部を改正する条例制定については、労働会館につきましては、現在、美幌町地域振興センターの一部を利用しているところですが、施設の老朽化が著しいことから移転いたしたく、位置の改正を行おうとするものであります。

議案第２１号美幌町消費生活センター設置条例の一部を改正する条例制定については、消費生活センターにつきましては、現在、美幌町地域振興センター内に設置されているところですが、施設の老朽化が著しいことから移転いたしたく、位置の改正を行おうとするものであります。

議案第２２号美幌町地域振興センター条例を廃止する条例制定については、施設の老朽化が著しく、また、当センター内に設置されています消費生活センターなどについて移転に係る調整が図られたことから、令和３年９月３０日をもって施設を閉鎖いたしたく、条例の廃止を行おうとするものであります。

議案第２３号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定については、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、寡婦の定義規定の見直しとひとり親の定義規定が新設されたことによる所要の改正を行おうとするものであります。

指定管理者の指定について。

議案第２４号地域集会室、議案第２５号美幌町地域用水広報館及び議案第２６号農作業準備休憩室については、本年３月３１日をもって指定期間が満了することから、引き続き、各自治会及び美幌町地域用水広報館運営委員会を指定管理者に指定しよう

とするものであります。

議案第27号美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート及び議案第28号美幌町B&G海洋センターについては、同じく指定期間が満了することから、引き続き、特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、令和3年度各会計予算につきましては、後ほど、令和3年度町政執行方針において総括的に御説明の上、各議案につきましては、逐次、御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第4 同意第1号

○議長（大原 昇君） 日程第4 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案2ページをお開きいただきたいと存じます。

同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会委員田村昌文氏は、令和3年3月31日をもって任期満了となるので、次の者を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、佐藤明美氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決定しました。

◎日程第5 諮問第1号

○議長（大原 昇君） 日程第5 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の3ページをお開きいただきたいと存じます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員澤田孝一氏、関美恵子氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、澤田孝一氏。

住所、生年月日については、議案に記載のとおりでございます。

氏名、加藤幸恵氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申することに決定しました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第3号町道路線の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案書の4ページをお開き願います。

議案第3号町道路線の一部変更についてを御説明申し上げます。

道路法第10条第2項の規定により、町道路線の一部を変更しようとするものであります。

町道路線の一部の変更につきましては、記以下の1路線でありまして、詳細につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第3号関係。

路線名は町道第839号道路で、国道243号の国道橋都橋から約500メートル美幌峠に向かった字福住47番地7先を起点とした約2キロメートルの路線であります。

1ページの図面では、変更前路線を点線で表示しており、黒丸印が起点で国道243号、終点は町道第145号道路、福住三線に接続している路線でございます。

変更後は実線で表示しております。起点

である国道243号接続部が、農道整備により約100メートル美幌峠側に、字福住44番地8先に移動し、国道と垂直に接するよう改修され、それ以降は現道なりに整備されまして、町道第145号道路を終点とするものでございます。

議案の4ページにお戻り願います。

議案本文の記以下の変更前、変更後の路線名、起終点の住所、総延長、実延長、最大幅員、最小幅員は記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第3号町道路線の一部変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者多数〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第4号指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） 議案の5ページをお開き願います。

議案第4号指定管理者の指定期間の変更について御説明申し上げます。

平成30年3月22日議決の美幌町職業訓練センターに係る指定管理者の指定についてを次のとおり変更するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説

明いたしますので、参考資料の２ページをお開き願います。

資料２、議案第４号関係であります。

施設の名称は、美幌町職業訓練センター。

施設の所在は、記載のとおりであります。

指定管理者は、美幌町字西１条南５丁目３番地、職業訓練法人美幌職業訓練協会会長蓮井博文であります。

施設の概要は、記載のとおりであります。

指定期間変更の内容でありますが、変更前、平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日までを、変更後、平成３０年４月１日から令和３年３月３１日までにしようとするものであります。

変更理由につきましては、美幌町職業訓練センターは、労働者に対する職業訓練を行うことにより労働者の技術向上を図り、労働力の安定と経済の発展に寄与することを設置目的として、町内において、職業能力開発促進法に基づく職業訓練及び職業能力検定を実施できる唯一の団体として、美幌職業訓練協会に平成１８年度から指定管理しておりましたが、少子高齢化や産業構造の変化等を背景に、美幌高等職業訓練校の休校など、協会の活動が縮小され、指定管理の継続が困難となったことから変更するものであります。

根拠条例は、美幌町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び美幌町職業訓練センター条例であります。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第４号指定管理者の指定期間の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８ 議案第５号

○議長（大原 昇君） 日程第８ 議案第５号令和２年度美幌町一般会計補正予算（第１３号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の７ページになります。

議案第５号令和２年度美幌町一般会計補正予算（第１３号）について御説明を申し上げます。

令和２年度美幌町の一般会計補正予算（第１３号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業に係る予算の整理を行うほか、事務事業の確定に伴う予算の整理などを行うものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億１,５５６万９,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１７５億４０８万９,０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

第２条、債務負担行為の補正につきましては、第２表、債務負担行為補正により御説明いたします。

第３条、地方債の補正につきましては、第３表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、債務負担行為の補正から御説

明いたしますので、議案書の11ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正になります。

記載の8件につきましては、いずれも入札、見積り合わせにより事業費が確定したため、それぞれ限度額を変更するものでございます。

なお、4段目と5段目の防災行政無線デジタル化に係る補正につきましては、今年度分の出来高に基づき、令和2年度の支払い額が確定いたしましたので、限度額を変更いたします。

次に、議案書の12ページ、第3表、地方債補正になります。

1段目の緊急防災・減災事業から3段目の除雪トラック整備事業までと、一つ飛んで5段目の屋内多目的運動場建設事業につきましては、それぞれ事業費の確定に伴う限度額の変更になります。

4段目の少人数学級推進事業は、小学校において、35人を超える学級がなく、臨時教員の任用がございましたので、予算を整理いたします。

6段目の減収補填債につきましては、今年度限りの特例措置として認められる特別な地方債となります。

普通交付税の算定におきまして、基準財政収入額では、標準的な地方税収を見込んでおりますが、新型コロナの影響により、消費や流通に係る税収が落ち込み、地方自治体の財政運営に影響が及んでいることから、その減収分を地方債によって補填するものでございます。

本町におきましては、その影響額を試算し、8,214万3,000円を予算計上いたしますが、そのうち75%が後年度に普通交付税として措置されるものであります。

本年度の地方債の総額につきましては、下段に記載のとおり、30億7,261万2,000円となります。

次に、歳出について御説明いたしますの

で、議案書26、27ページをお開き願います。

3、歳出であります。

主に増額する内容につきまして御説明させていただきます。

2款総務費、1項、1目一般管理費、中段になります。4、庁用事務費の増、通信運搬費45万円は、新型コロナの影響により、各種会議が書面開催になるなど、郵便料が不足する見込みとなりましたので、所要額を追加するものであります。

下段の4目財産管理費、2、庁舎改築等事業費の減のうち、一番下になります積立金59万4,000円につきましては、12月23日、北見市の株式会社中神土木設計事務所様から、新庁舎建設のために役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいたものでございます。

今回の補正では、利率確定に伴う積立金利子40万6,000円の減額と相殺し、役場庁舎改築基金に59万4,000円を積み立ていたします。

議案書の28、29ページになります。

5目企画費、1、政策推進事業費の減のうち、8行目の手数料31万1,000円と、業務等委託料、ふるさと寄附金募集受付業務委託料31万円、6行下の積立金1,335万9,000円、以上につきましては、ふるさと寄附金の増収を見込んでの追加となります。

12月定例会におきまして、ふるさと寄附金の予定総額を7,000万円に増額させていただきましたが、その後も寄附は堅調に推移していることから、今年度末の寄附総額を8,400万円に上方修正し、必要経費について予算計上するものであります。

次に、6目の辺地対策費、1、生活バス路線等維持事業費の減のうち、補助金、生活バス路線運行維持費補助金142万円は、町内を運行する路線バス、循環バス、乗り合いタクシーに係る補助金で、輸送人員の実績見込みに基づく補助金の追加とな

ります。

続いて、30、31ページになります。

9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の増、積立金1億186万2,000円は、今回追加する主要3基金の総額になります。

内訳であります、まず、財政調整基金につきまして、1月6日、町内在住の小野寺美江子様から、夫の故小野寺克夫様が生前、町にお世話になったお礼といたしまして、美幌町のために役立ててほしいと5万円の御寄附をいただいております。

また、2月8日、恵庭市に本社のある株式会社道央環境センター様から、美幌町のために役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいております。

今回の補正では、利率確定に伴う積立金利子64万6,000円の減額と相殺し、財政調整基金に40万4,000円を積立いたします。

次に、公共施設整備基金でございますが、美幌の町有地売却代5,231万8,981円に、利率確定に伴う積立金利子63万3,000円の減額を相殺し、5,168万6,000円を公共施設整備基金に積立いたします。

また、今回の補正予算に係る余剰金のうち、5,000万円につきまして、今後の地方債の償還に充てるため、利率確定に伴う積立金利子22万8,000円の減額と相殺し、4,977万2,000円を減債基金に積立いたします。

なお、参考資料の3ページ、資料3に各基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、議案書の32、33ページになります。

中段の4項、2目網走川土地改良区総代選挙費、1、網走川土地改良区総代選挙事務16万円につきましては、3月22日告示、29日投開票予定の網走川土地改良区

総代の補欠選挙に係る委員及び非常勤職員の報酬について予算計上するものであります。

次に、議案書の34、35ページになります。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、1、社会福祉推進事業費の増のうち、4行目の積立金91万円につきましては、12月7日、町内在住の狩野アヤ様から、福祉のために役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいたものでございます。

今回の補正では、利率確定に伴う積立金利子9万円の減額と相殺し、91万円を福祉基金に積立いたします。

次に、議案書の36、37ページになります。

中段から下の2項、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増のうち、6行目、子どものための教育・保育給付費負担金1,843万3,000円は、幼稚園及び民間保育園に入園する園児数が当初予算で見込んだ人数を上回ったことによる追加でございます。

下段の3、学童保育所運営事業費の増、消耗品費7万5,000円と、次のページ、38、39ページになりますが、6、児童センター運営事業費の減のうち、消耗品費2万5,000円につきましては、12月11日、町内在住の岡田宏将様から、学童保育所と児童センターに通所する子供たちのために役立ててほしいと10万円の御寄附をいただきましたので、遊具を購入するための予算措置になります。

次に、議案書の40、41ページをお開き願います。

4款衛生費、1項、下段の2目予防費、2、予防接種事業費の減のうち、通信運搬費86万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種について、4月から予定する高齢者向けの接種に当たり、事前の電話予約をフリーダイヤルとし、通話料を公費負担するための予算計上になります。

4行下の新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料130万5,000円は、ワクチン接種の予約受付、ワクチン接種に関する問合せ等につきまして、事業者へ電話対応を委託するための経費で、3月、1か月分を予算計上いたします。

コールセンターにおきましては、午前8時から午後8時まで、平日に加えて週末や祝日も受付を行うことになってございます。

次に、議案書の42、43ページをお開き願います。

下段の6款農林水産業費につきまして、次のページ、44、45ページをお開き願います。

1項、4目農業振興費、中段から下の10、強い農業・担い手づくり総合支援対策事業費の増、補助金、強い農業・担い手づくり総合支援対策事業補助金60万円は、GPSガイダンスを導入する農業者について、農林水産省の補助が採択になりましたので、そのための予算措置となつてございます。

議案書の46、47ページになります。

2項、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、積立金591万6,000円につきましては、森林整備協定に基づく寄附金になります。

受領年月日の順に、1月18日、株式会社宮田建設様から6万9,000円を、2月1日、株式会社道央環境センター様から45万2,000円を、2月5日、NPO法人コンベンション札幌ネットワーク様から56万7,299円を、2月26日、社会医療法人恵和会様から99万5,234円を、同じく2月26日、生活協同組合コープさっぽろ様から22万8,374円を、同じく2月26日、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様から361万2,000円を、以上の6件、合わせて592万3,000円を御寄附いただきましたので、利息確定によ

る積立金利子7,000円の減額と相殺し、591万6,000円を、未来への森林づくり基金へ積み立てるものでございます。

次に、議案書の48、49ページ、7款商工費につきましては、いずれも事業費の確定に伴う予算の整理となります。

50ページ、51ページになります。

8款土木費、2項、2目道路橋梁維持費、中段の3、除雪対策事業費の増、除排雪委託料1,118万4,000円は、当初予算において一斉除雪5回分を計上しておりましたが、既に一斉除雪を4回行ってございますので、3月末までの除排雪に支障がないよう、所要額を追加するものであります。

次に、議案書の52、53ページになります。

一番上の4項、3目公共下水道費、1、公共下水道繰出事業費の増、繰出金、公共下水道特別会計繰出金1,144万4,000円は、下水道会計におきまして、起債発行可能額に変更が生じたことによる一般会計からの繰出金の追加となります。

下段の10款教育費につきましては、次の54、55ページをお開き願います。

中段から下になりますが、2項、2目の教育振興費、1、小学校教材整備事業費の増、教育備品30万2,000円につきましては、12月2日、松緑神道大和山美幌支部様から、子供たちの教育のために役立ててほしいと30万円の御寄附をいただきましたので、美幌小・東陽小合同バンドで使用する楽器購入費を予算計上いたします。

次の56、57、58、59ページにつきましては、いずれも事業費の確定に伴う予算の整理となります。

60ページ、61ページになります。

下段の5項、3目学校給食センター費、賄材料費38万4,000円につきましては、新型コロナ対策として、児童生徒の学習指導を行う教員等が加配措置され、給食の食数が増えたことによる追加となりま

す。

62、63ページになります。

12款職員給与費、2、会計年度任用職員給与支給事務費の減、1,695万5,000円の減は、実績に基づく予算の整理となります。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の16、17ページにお戻り願います。

2、歳入になります。追加となる項目を中心に御説明させていただきます。

まず、14款分担金及び負担金について、2項、3目、1節の選挙費負担金16万円につきましては、網走川土地改良区総代の補欠選挙に係る負担金になります。

次に、16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたしました感染防止対策及び経済対策に係る事業の財源調整になります。

今回の補正により、令和2年度に交付される予定の臨時交付金6億6,737万3,000円につきましては、その全額を財源充当することになります。

下から2段目の5目、1節道路橋梁費補助金2,848万1,000円の減のうち、道路メンテナンス事業補助金574万3,000円は、東雲橋補修工事に係る補助金で、社会資本整備総合交付金からの予算の組替えとなります。

次に、議案書の18、19ページになります。

一番下の18款財産収入について、20ページ、21ページをお開き願います。

中段の2項、1目、1節土地売却収入5,231万9,000円につきましては、歳出でも御説明いたしましたが、美禽の町有地を売却したことによる財産収入であります。

次に、19款寄附金、1項、1目、1節一般寄附金1,715万円のうち、一般寄附金の増、315万円につきましては、12

月4日、仙台市に在住の佐久間洋子様から、町広報のために役立ててほしいと10万円を、12月7日、町内在住の狩野アヤ様から、福祉のために役立ててほしいと100万円を、12月23日、北見市の株式会社中神土木設計事務所様から、新庁舎建設のために役立ててほしいと100万円を、1月6日、町内在住の小野寺美江子様から、夫の故小野寺克夫様が生前、町にお世話になったお礼にと5万円を、2月8日、恵庭市に本社がある株式会社道央環境センター様から、美幌町のために役立ててほしいと100万円を、それぞれ御寄附いただいたものでございます。

その下のふるさと寄附金の増につきましては、年度末の寄附総額を7,000万円から8,400万円に上方修正し、1,400万円を増額するものであります。

その下の2目、1節社会福祉費寄附金10万円につきましては、12月11日、町内在住の岡田宏将様から、学童保育所、児童センターの子供たちのために役立ててほしいと御寄附をいただいたものであります。

次の3目、1節林業費寄附金592万3,000円は、森林整備協定に基づく御寄附6件の総額になります。

その下の4目、1節教育総務費寄附金30万円につきましては、12月6日、松緑神道大和山美幌支部様から、子供たちの教育のために役立ててほしいと御寄附をいただいたものでございます。

次の2節社会教育費寄附金1万円につきましては、12月25日、匿名の方から、図書館の蔵書充実のためにと御寄附をいただいています。

20款繰入金、1項、1目、1節財政調整基金繰入金の減、1億3,967万7,000円の減は、今回の補正予算に係る財源調整といたしまして、基金の繰戻しを行います。

議案書の22、23ページをお開き願

ます。

22款諸収入、5項、5目、1節雑入768万5,000円のうち、3行目、宝くじ交付金収入の増、253万3,000円は、額の確定に伴う追加交付でございます。

23款町債につきましては、第3表地方債補正で御説明したとおりでございます。

以上、議案第5号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第13号）につきまして御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 3項目についてお聞かせいただきたいと思います。

まず1点目は、ページ数はないですが、ZOOの創業者である前澤友作様から500万円の寄附があったと思うのですが、それはどこに歳入されていて、どこで支出されているのかお聞かせいただきたいと思います。議案書を見た限りで分かりませんでしたので、その辺を説明していただきたいと思います。

2点目は、歳出で、51ページになります。

土木費、道路橋梁費の道路橋梁新設改良費ということで、第262号道路整備工事5,149万5,000円が減額補正となっておりますが、年度当初予算では8,400万円の予算を組んでいると思います。それに対して約5,100万円の減と非常に大きいと思うので、減額となった理由についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、57ページ、教育費、社会教育振興費で、コミュニティスクール推進連絡協議会負担金が20万円の減額です。これにつきましても、年度当初は30万円だったと思うのですが、20万円減額されたということで、実質10万円となります。協議会として、この負担金の使用目的上、減額したことで困らないのかということ

と、減額理由についてお聞かせいただきたいと思います。

以上3点です。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 1点目の御質問につきまして、私から答弁を申し上げます。

今回、行政報告でも触れておりますが、ZOOの創業者であり、株式会社スタートトゥデイ代表取締役社長の前澤友作様から500万円の御寄附をいただいております。

こちらにつきましては、ふるさと寄附金ということで処理をさせていただいておりますので、議案書の29ページの5目企画費の政策推進事業費の減のうち、積立金1,335万9,000円の増額がございまして、こちらの中に含まれることになっております。

500万円の御寄附については、こちらのふるさとづくり基金に積立てを行っているという処理になってございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（御田順司君） 御質問の第262号道路整備工事の減額理由でございますが、この工事につきましては、社会資本整備総合交付金による事業を実施しておりますが、年度要望額に対する内示額が減額されたことから、事業量を減じて実施したところであります。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） この工事については、大通南4丁目から5丁目の長さ220メートル、5年次目ということですがけれども、これが減額されたことによって、当然、当初の目的の長さ、あるいは工事量についても変更があったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（御田順司君） 議員がおっしゃるとおり、当初、工事量は219.7メートルの予定をしておりましたが、内示額が減になったということで、事業量につきましては、104.2メートルということで工事を実施しております。

本来でありますと、令和2年度完了予定ということで要望していたところですが、事業を完了できなかったということで、令和3年度に完了を目指しているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） コミュニティスクール推進連絡協議会負担金について御答弁申し上げます。

この負担金につきましては、小学校3校に設置しているコミュニティスクールに対して負担金を支出しているもので、1校当たり10万円の予算で計上しているところでございます。

今年度につきましては、コロナの関係で事業実施を取りやめているところでございますが、東陽小学校につきましては、一部事業を実施しておりますので、その分を除いた20万円について、減額をしたものでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私からは2点、説明をお願いしたいと思います。

最初に、59ページ、図書館運営事業費の減の上から5行目、電算機器借上料20万1,000円の減額理由について御説明をお願いしたいと思います。

2点目は、63ページ、先ほど説明がありましたけれども、会計年度任用職員の減額ということで、1,695万5,000円、実績に基づいて減額ということですが、具体的に説明をお願いしたいと思います。

当初伺ったところ、フルタイムは94

名、パートが196名ということで、補正における人員と減額理由について説明をお願いします。

この2点をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 1点目の図書館運営事業費の中の電算機器借上料について御説明を申し上げます。

図書館の図書館システムを令和2年度で更新するというところで、リース期間を6か月で予算を見ておりましたが、コロナの関係でシステムのデモができなかったということで、4か月間リース期間が短くなったということと、当初はサーバーを設置することを予定していたのですが、クラウドによるシステムに変更したことで、リース価格が減少になったということです。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 会計年度任用職員給与支給事務費の減額補正についてでございますが、馬場議員がおっしゃるとおり、今回の減額につきましては、パートタイム職員とフルタイム職員とそれぞれ分かれてございます。

まず、パートタイム職員につきましては、減額理由の該当になっている職員につきましては合計15名おります。

その理由でございますが、一つ目としましては、町民会館でびほ一るの舞台対応、または夜間の窓口業務対応をしている4名についての勤務時間の実績に伴う減でございます。人数については変わりございません。

次に、給食センターの調理員1名でございますが、こちらは4月末に1名退職がありまして、その後任が決まる11月末までの空いた分の減額となっております。

以上がパートタイムの減額の大きなものとなっておりますが、その他としましては、図書館の学校巡回司書1名、耕地林務グループの職員1名、しゃきっとプラザの運動指導員など、その実績の減ということ

となつてございます。

次に、フルタイムの職員につきましては、合計で6名が減額理由の該当となつてございます。

そのうち、教育委員会によります少人数学級推進事業、こちらが未実施となつたため、職員1名分を予定してございましたが、未実施に伴い全額を減額しています。

次に、発達支援センターの保育士1名、こちらが新規募集を予定していましたが、応募がなかったことにより減額しています。

また、僻地保育所の保育士1名を、不補充となつていました通年保育所への配置替えしたことに伴ひまして、その後、僻地保育所の補充が行われなかったことから、この分の減額ということでございます。

もう一つは、子育て支援センターの1名につきまして、当初、4月からの任用を予定してございましたが、結果的に8月からの任用となつたことに伴う減でございます。

以上が、減額の大きな理由、そして人数となつておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 会計年度任用職員の中で、今、御説明いただきましたけれども、フルタイムの中で、6名が減額理由に該当という中で、発達支援センターと僻地保育所については、現在も欠員ということで押さえていいのか、その間、欠員になっている状況の中で、事業をやっていく上で問題はなかったのかどうか、お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） おっしゃるとおり、募集をしても保育士がなかなか見つからないということで、欠員のまま実施しております。

支障がないとは言えないですが、今の人

員で何とか支障がないように対応をしているところです。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 57ページの町民会館等管理運営事業費の減ということで、光熱水費が200万円減ということですが、その内容というか、なぜ減つたのかを教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（松尾まゆみ君） 伊藤議員の御質問にお答えいたします。

町民会館の光熱水費につきましては、主に電気料の減でございまして、こちらにつきましては、昨年12月に電気料の契約の見直しにより契約単価が減になったということで、270万円を減額していたところですが、冬期間の実績が昨年の予算上ではなかなか見込めなかったところがございまして、冬期間の金額を一定程度想定して減額しておりました。

しかし、11月から1月までの実績がออกมาして、実績により200万円ほど減額できるとということで、今回、補正をしたところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 利用者の方から問合せがあつたのですが、冬期間の暖房が寒いということが言われています。

この町民会館におきましては、冷房側の設計などのトラブルがありまして、再工事をされたということで、その後、順調に機能を發揮しているかどうかを聞いてほしいと言われたのですが、大丈夫でしょうか。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（松尾まゆみ君） 冬期間は寒いというお話でしたが、町民会館の事務室には寒いというお問合せ等を現時点で

はいただいていないところがございます。

寒い場合は、各部屋の暖房の設定温度を上げていただいたりという対応をしておりますし、実際に利用される前の段階で、会館側としても部屋を暖めてお迎えする形を取っておりますので、ぜひとも町民の皆様には不具合等がございましたら御連絡をいただけたらと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第5号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第13号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、11時25分といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第6号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第6号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の65ページをお開き願います。

議案第6号令和2年度美幌町国民健康保

険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般被保険者療養給付費の増額など、年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

令和2年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,445万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,950万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、74、75ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費は、会計年度任用職員の異動に伴う減額です。

2款保険給付費は、支給実績の見込みにより、1項療養諸費を1,600万円、2項高額療養費を1,000万円、5項葬祭諸費を30万円増額するものです。

6款基金積立金につきましては、繰越金等の増に伴う財源調整のため、2,184万2,000円を増額するものでございます。

76、77ページをお開き願います。

7款諸支出金、2項繰出金につきましては、国保病院における医師確保支援事業、救急患者受入体制支援事業、直営診療施設整備分に係る特別調整交付金の確定に伴い、直営診療施設繰出金648万7,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、72、73ページをお開き願います。

2、歳入。

2款道支出金、1項道負担金につきましては、保険給付費の増に伴い、保険給付費等普通交付金を2,630万円増額し、国保病院の直営診療施設整備事業等に係る費用

648万7,000円が保険給付費等特別交付金として確定し、増額するものでございます。

3款財産収入につきましては、預金利率の減による国民健康保険基金利子の減額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金につきましては、事務費の減に伴い17万6,000円を減額するものでございます。

5款繰越金につきましては、前年度繰越金2,191万7,000円の増額でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第6号令和2年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第7号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の79ページをお開き願います。

議案第7号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、普通徴収保険料の実績見込みに伴う補正を行おうとするものであります。

令和2年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,321万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、88、89ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金79万2,000円につきましては、後期高齢者普通徴収保険料の実績見込みによる後期高齢者医療広域連合市町村保険料等負担金の増額でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、86、87ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、1項、2目普通徴収保険料につきましては、実績見込みによる増でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号令和2年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決

されました。

◎日程第 1 1 議案第 8 号

○議長（大原 昇君） 日程第 1 1 議案第 8 号令和 2 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の 9 1 ページをお開き願います。

議案第 8 号令和 2 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、国、道の交付金の決定及び年度末における事務事業の確定等に伴う補正を行おうとするものであります。

令和 2 年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 1 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 億 3, 1 0 8 万 9, 0 0 0 円とする。

第 2 項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、1 0 2、1 0 3 ページをお開き願います。

3、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による地域密着型サービス運営委員会を书面開催としたことにより減額を行うものでございます。

2 款保険給付費及び 3 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、財源調整であります。

その下の 2 項、1 目包括的支援事業費、1 節報酬、7 万 3, 0 0 0 円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策によ

り地域包括支援センター運営協議会を书面開催としたことによる減額であります。

1 0 4、1 0 5 ページをお開き願います。

1 2 節委託料、4 4 万 3, 0 0 0 円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、研修事業を中止したことによる委託料の減額でございます。

その下、2 目任意事業費、7 節報償費、1 0 万円の減につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により、びほろ折り梅の会町民フォーラム開催中止による減額であります。

その下、4 款基金積立金につきましては、預金利率の減により減額するものでございます。

その下、5 款諸支出金につきましては、財源調整であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、9 8、9 9 ページをお開き願います。

2、歳入。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金及び 3 項地域支援事業交付金につきましては、交付決定等により増額するものであります。

その下の 4 款支払基金交付金及びその下の 5 款道支出金につきましても、交付金の交付決定により増額するものでございます。

その下、6 款財産収入につきましては、預金利率の減による介護保険基金利子の減額でございます。

その下、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金につきましては、1 0 0、1 0 1 ページをお開き願います。

2 目地域支援事業繰入金を交付金の増額により減額し、その下、4 目その他一般会計繰入金は、介護保険事務費の減により減額するものでございます。

その下の 2 項基金繰入金は、交付金の増額により減額するものでございます。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料の 3 ページに添付させていた

だいておりますが、4,636万3,000円となります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号令和2年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第9号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案の107ページをお開き願います。

議案第9号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和2年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,217万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ

れ9億6,211万3,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正で御説明申し上げますので、110ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額6,590万円を、下水道管渠更新工事の補助対象事業費の確定及び入札執行残による事業費確定並びに終末処理場受変電設備実施設計業務委託料の入札執行残による事業費確定により1,020万円を減額しまして、限度額を5,570万円とするものであります。

その下、下水道資本費平準化債につきましては、限度額5,020万円を積算基礎とする減価償却費相当額の確定により1,340万円を減額しまして、3,680万円とするものであります。

次に、116、117ページをお開き願います。

3、歳出であります。主に事務事業費の確定に伴う減額であります。

1款、1項、1目一般管理費、公共下水道事務費の減、119万5,000円は、水道事業に委託している経費の確定に伴うもので、職員の会計間異動に伴い減額になったものでございます。

その下、2目維持管理費、公課費11万3,000円は、納付税額の確定に伴う減、その下、管渠清掃委託料11万5,000円は、入札減による減額であり、いずれも事業確定に伴うものでございます。

その下、3目建設費、公共下水道建設事業費のうち、終末処理場受変電設備実施設計委託料94万円と、下水道長寿命化計画管渠更新工事1,932万2,000円の減額は、入札減及び国の社会資本整備総合交付金の交付額の確定に伴う減額であり、一部、令和3年度に工事を先延ばししたもの

でございます。

その下、2款、1項、2目利子、償還金利子及び割引料49万2,000円は、一時借入額、利子、期間の確定による減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、114、115ページをお開きください。

2、歳入。

3款、1項、1目公共下水道費国庫補助金1,013万1,000円の減額は、国の社会資本整備総合交付金の交付額の確定に伴う減額であります。

その下、4款、1項、1目一般会計繰入金1,144万4,000円の増額は、公共下水道事業、下水道資本費平準化債の収入見込みの減額による増額であります。

その下、6款、3項、1目雑入、11万円の増額は、処理場非常用発電設備更新工事で発生した鉄くず売払い額の確定による増額でございます。

その下、7款、1項、1目公共下水道債、2,360万円の減額は、公共下水道事業の確定及び下水道資本費平準化債積算基礎額の確定に伴う減額であります。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第9号令和2年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第10号令和2年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案の121ページをお開き願います。

議案第10号令和2年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和2年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事務事業の確定などにより、執行残等の整理を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,081万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,800万円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表地方債補正で御説明申し上げますので、124ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

個別排水処理施設整備事業の限度額3,520万円を、事業費の確定に伴い1,060万円減額し、2,460万円とするものであります。

次に、130、131ページをお開き願います。

3、歳出であります。

1款、1項、1目一般管理費、貸付金17万円の減は、水洗便所改造等貸付金の申込みがなかったことによる減額であります。

その下、1 款、1 項、3 目建設費、工事請負費、個別浄化槽設置工事 1,064 万 4,000 円の減額は、当初 10 基の新設工事を予定しておりましたが、新設工事の実績が 7 基であったことによる実績減であります。

なお、現在は全体で 327 基となっております。

次に、歳入について御説明申し上げますので、128、129 ページにお戻り願います。

2、歳入。

1 款、1 項、1 目個別排水処理施設受益者分担金、62 万 5,000 円の減は、ただいま説明のとおり、新規工事が 7 基であったことによる実績減であります。

その下、2 款、1 項、1 目個別排水処理施設使用料、13 万 9,000 円の減は、設置基数の減及び休止による減額であります。

その下、3 款、1 項、1 目一般会計繰入金、72 万円の増は、今回の補正に伴う財源調整による増額であります。

その下、5 款、2 項、1 目水洗便所改造等資金貸付金償還金、17 万円の減は、貸付がなかったことによる減額であります。

その下、6 款、1 項、1 目個別排水処理債、1,060 万円の減額は、個別浄化槽の設置工事が 7 基であったことによる実績減であります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

13 番松浦和浩さん。

○13 番（松浦和浩君） 参考まででいいのですが、先ほど、10 基の予定が 7 基になって、現在 327 基の設置ということですが、実際、予定といいますか、該当になる先がどのぐらい残っているのか、分かればお願いします。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 実際に設置する必要のある戸数ということで、下水道区域以外の戸数ということになるかと思いますが、今は手元に資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。対象の戸数としては 600 基以上はございますので、まだ半分程度しか実施に至っていないのが現状でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 10 号令和 2 年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 11 号

○議長（大原 昇君） 日程第 14 議案第 11 号令和 2 年度美幌町水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案の 133 ページをお開き願います。

議案第 11 号令和 2 年度美幌町水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

総則。

第 1 条、令和 2 年度美幌町の水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事

務事業の確定等により執行残等の整理を行おうとするものでございます。

業務の予定量の補正。

第2条、令和2年度美幌町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(1) 給水戸数の減、(2) 年間総給水量の減、(3) 1日平均給水量は、使用量の減によるものであります。(4) 主要な建設事業は、事業費確定及び執行残によるもので、それぞれ記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の補正、第3条と、次の134ページの資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

134ページをお開き願います。

企業債の補正、第5条であります。

水道施設整備事業は、日並浄水場天日乾燥施設整備工事ほか2件の工事の入札減に伴うもので、限度額を70万円減額し、2億2,770万円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第6条、予算第7条に定めた経費は、記載の金額であります。

たな卸資産購入限度額の補正。

第7条につきましては、記載のとおりでございます。

136、137ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的収入及び支出の収入であります。

1款、1項営業収益のうち、1目給水収益、54万9,000円の増額は、使用料の増によるものであります。

その下、2目負担金、83万8,000円の減額は、新設工事に伴う量水器設置件数の減額によるものであります。

その下、3目受託工事収益、給水工事手数料77万5,000円の減額は、新設及び

改造、撤去工事件数の減によるものであります。

その下、4目その他営業収益のうち、手数料12万円の増額は科目振替えによる増であります。

その下、雑収益の下水道使用料賦課徴収受託料91万9,000円の減額は、対象事務経費の確定に伴う減、諸証明の3万円は、科目振替えによる減であります。

138、139ページをお開き願います。

収益的支出であります。

このページにつきましては、事務事業の確定及び入札減によるものであります。

次に、140ページ、141ページをお開き願います。

資本的収入及び支出であります。

収入の1款、1項、1目企業債70万円の減額は、企業債の補正で説明させていただいたとおりでございます。

次に、142、143ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費の工事請負費65万円の減額は、水道施設整備事業では、浄水場天日乾燥施設整備工事などの入札減が主な減額の理由であります。

その下、2目業務設備費の量水器費等及び量水器筐取替費につきましては、入札及び設置個数の確定による実績の減でございます。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号令和2年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第12号令和2年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書の151ページをお開き願います。

議案第12号令和2年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末における執行見込みを踏まえた予算の整理と、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用した消耗備品、検査機器購入費の補正、他会計からの補助金、負担金の補正、医療機器更新等事業の執行見込みによる予算の整理と企業債の補正などを行おうとするものであります。

第1条、令和2年度美幌町の病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正。

主要な建設改良事業の補正につきましては、診療用医療備品購入の執行見込みにより減額補正を行うものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、それぞれ執行見込みを踏まえた補正などを行うもので、内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、152、153ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出の補正につ

きましては、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額を1億1,468万円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

資本的収入及び支出の内容につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債の補正につきましては、医療機器更新等事業費の確定により、起債限度額を740万円減額し、2,360万円にするものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の補正につきましては、医師等の給与費の執行見込みを踏まえ、611万1,000円を減額し、9億5,289万5,000円にするものであります。

第7条の他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計及び国保会計からの補助金として、対象経費の執行見込み及び事業補助の採択により、それぞれ記載のとおり補正を行うものであります。

第8条のたな卸資産購入限度額の補正につきましては、薬品費の執行見込みから、棚卸資産の購入限度額を2億3,955万円に改めるものであります。

次に、154、155ページをお開き願います。

収益的収入の補正であります。

医業収益、その他医業収益の一般会計負担金は、小児救急に要する経費として、国が定める繰入基準の基準額の変更により278万9,000円の増額補正を行うものであります。

医業外収益、他会計補助金のうち、一般会計補助金217万6,000円の減額は、医師等研究研修に要する経費、児童手当に要する経費につきましては、それぞれ対象経費の減により減額を行うものであります。

国保会計補助金236万2,000円の増額は、インターネット等による医師確保対策経費、休日夜間における代替医師の報酬

が、国保特別調整交付金の補助採択となったことから、それぞれ増額補正を行うものであります。

他会計負担金、一般会計負担金454万2,000円の増額は、建設改良に要する経費につきましては、企業債償還利息の減に伴う減額補正を、小児医療に要する経費及び不採算地区病院の運営に要する経費は、国が定める交付税基準額の見直しに伴う増額補正を、医療提供体制等構築に要する経費は、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用した院内感染対策に係る医療用消耗備品の購入費に対し、一般会計から繰入れを行うものであります。

次に、156、157ページをお開き願います。

収益的支出の補正であります。

給与費の給料と手当等につきましては、医師及び会計年度任用職員に係る未執行分の減額補正を、材料費の薬品費1,700万円の増は、抗生剤、抗がん剤、血液製剤等の増加による増額補正を、医療消耗備品費27万7,000円の増は、新型コロナ院内感染防止対策として、検査に用いる検体採取用の室内検査ボックスの購入費用を計上するものであります。

経費の消耗品費60万円の増は、手洗い石鹸やペーパータオルなど、除菌清掃用消耗品の使用増加により、その購入費用を、消耗備品費25万5,000円の増は、院内感染防止対策として、非接触型体温計3台の購入費用を、賃借料80万円の増は、在宅酸素療法等に使用する機器借上料の執行見込みから増額補正を行うものであります。

研究研修費の謝金、旅費、研究雑費につきましては、新型コロナの影響などから、未執行分となったものについて減額補正を行うものであります。

医業外費用の企業債償還利息は、令和元年度借入分の借入利率減により減額補正を行うものであります。

次に、158、159ページをお開き願います。

資本的収入の補正であります。

企業債740万円の減は、医療機器更新等事業費の執行見込みにより減額補正をするものであります。

負担金、一般会計負担金385万円の増は、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス抗原定量検査に使用できる免疫発光測定装置の購入費用に対し、一般会計から繰入れを行うものであります。

他会計補助金、国保会計補助金412万5,000円の増は、今年度購入のセントラルモニタシステムが、国保特別調整交付金の補助採択となったため、計上するものであります。

その他収入、その他交付金190万3,000円の増は、マイナンバーカードのICチップや、健康保険証の記号番号から、リアルタイムに健康保険の資格情報が確認可能となるシステム整備に対する補助金を計上するものであります。

次に、160、161ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

有形固定資産購入費、器械及び備品購入費378万4,000円は、新型コロナウイルス抗原定量検査に使用できる免疫発光測定装置の更新費用385万円と、オンライン資格確認システム購入費用237万6,000円の合計額622万6,000円から、今年度購入の診療用医療備品の入札等執行残及び執行見込みによる減額分244万2,000円を差し引いた残りの378万4,000円を増額補正するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第 12 号令和 2 年度美幌町病院事業会計補正予算（第 5 号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（大原 昇君） 次に、議案第 15 号に対する質疑に対して、施設管理主幹の答弁を修正したいということでありますので、施設管理主幹より説明をお願いいたします。

施設管理主幹。

○施設管理主幹（以頭隆志君） 先ほど、松浦議員からお問合せをいただきました個別排水処理施設の設置個数について、手持ち資料がなく、600 基以上がございましてというお話をさせていただいたところですが、正確には、先ほどお伝えした下水道処理区域以外の対象の世帯数として 683 世帯でございます。

その中で、現在、個別排水処理施設整備事業を 3 か年の令和 2 年から令和 4 年までの計画として事業計画をしております、その中においては、令和 4 年までの計画の個数として 353 基を計画してございます。

説明が不透明で大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、13 時 15 分といたします。

午後 0 時 09 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 16 議案第 13 号から

日程第 39 議案第 36 号まで

○議長（大原 昇君） 日程第 16 議案第 13 号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第 39 議案第 36 号令和 3 年度美幌町病院事業会計予算についてまでの 24 件は、いずれも新年度関係の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

これから、令和 3 年度町政執行方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 令和 3 年度の町政執行方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

本日ここに、令和 3 年度美幌町一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに、これらに関連する議案の御審議をいただく令和 3 年第 3 回美幌町議会定例会に当たり、町政執行の基本方針と主要な施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

私が町政をお預かりして 1 年 10 か月が経過し、本年 5 月には、早くも任期 4 年の折り返しを迎えます。この間、直面する課題に立ち向かい、町民の皆様の熱い御期待にお応えできるように、美幌の将来を見据えたまちづくりに全力を尽くしてまいりました。

ふるさと美幌を思う町民の皆様のお支えにより町政を担わせていただいていることに、心から感謝を申し上げますとともに、新年度の予算審議を目前にした今、町長としての職責の重さを肌で感じながらも、覚悟を持って町政の執行に当たらなければと、決意を新たにしているところであります。

議員各位と私は、町民の皆様から福祉の増進と美幌町の発展を託されている立場に

ありますが、まちづくりに対する熱い思いとふるさと美幌を愛する心は、相通じるものがあると確信しております。

人口の減少と少子高齢化に関わる問題に加え、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症から、町民の皆様の命と暮らしを守るため、私自身が闘いの最前線に立ち、この難局を乗り越えていけるように、全身全霊を傾注してまいり所存でありますので、議員各位のなお一層の御指導と御支援をお願い申し上げます。

世界で猛威を振るい、我が国でも深刻な状況にある新型コロナウイルス感染症は、いまだその収束は見通せず、私たちは先の見えない不安を抱えながらの生活を強いられています。

国は、令和3年度予算において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期すとともに、予期せぬ状況変化への備えとして5兆円の予備費を措置いたしました。

また、将来を切り開くため、デジタル社会・グリーン社会の実現、活力ある地方創り、少子化対策など全世代型の社会保障制度の構築など、中長期的な課題を見据えて、着実に対応するために必要な予算が措置されております。

本町においても、新型コロナウイルス感染症が町民の生活と町内の経済に与えている影響を注視しながら、暮らしと雇用を守るための対策を講じていかなければなりません。

このため、町の将来像を示した第6期美幌町総合計画に掲げる施策を着実に実行することにより美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくりを推進するとともに、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費について、予算計上したところであります。

【町政執行の基本的な考え方】

令和3年度は、第6期美幌町総合計画基

本計画（中期）の3年目となります。各種施策の進捗状況を検証の上、総合計画に定める町の将来像「ひとがつながる、みらいへつなげるここにしかないまちびほろ」の実現に向けて、具体的な取組を着実に実行してまいります。

昨年3月、人口減少や少子高齢化が進む社会情勢下にあっても、高い持続性と自立性を確保していくまちづくりを目指し、第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

美幌町の住みよさや魅力を高めるための施策を推進し、人口減少対策と地方創生に向けた実効性のある取組を進めてまいります。

未来への責任ある行財政運営を進めるために策定した第2次美幌町財政運営計画は、後期計画の4年目を迎えます。

行政課題が複雑化・多様化する中、住民の福祉の増進に努めるとともに、最大の効果を最少の経費で挙げられるよう、行政資源を最大限に活用して、各種の施策・事業の実施に努めてまいります。

財政運営の重要な指標となる実質公債費比率は、平成31年度決算において8.6%と、地方債を発行する際に国の許可が必要な基準（18%）を下回り、おおむね健全な財政状況にあると認識しているところであります。

しかしながら、公共施設や社会インフラの多くが更新時期にあることから、その整備に当たっては、後年度に及ぼす影響を考慮の上、中長期的な視点に立って行財政運営に努めていく必要があります。

歳入においては、生産年齢人口の減少による町税収入の伸び悩み、地方交付税総額の縮減が想定されることから、ふるさと納税をはじめ、自主財源の確保に努めていかなければなりません。

歳出においては、社会保障関連経費の増大が避けられない状況にある中で、公共施設等の整備や人口減少問題への対応に加

え、新型コロナウイルス感染症に係る対応を求められることから、町債残高の増加と基金残高の減少が見込まれるなど、厳しい財政見通しにあると考えております。

このため、これまで以上に慎重な行財政運営を意識しながらも、未来へつなげる投資を着実に実行し、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するとともに、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すことを念頭に置きながら、予算編成に当たってまいりました。

その結果、一般会計は前年度当初比20.6%減の111億5,403万8,000円に、特別会計と企業会計を合わせた全会計の総額は10.2%減の212億7,559万1,000円となったところであります。

【新型コロナウイルス感染症対策】

昨年2月に町の感染症対策本部を設置し、1年余りが経過いたします。感染の防止と町民生活・町内経済への影響を最小限にとどめるため、必要な対策を講じてまいりましたが、道内の感染者数は延べ1万8,000人を超え、いまだ収束を見通せる状況にはありません。

使命感をもって力を尽くされている医療及び介護従事者の皆様、感染防止に御協力いただいている事業者の皆様、制約のある生活に御理解をいただいている町民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

これまで、町民の皆様の命と暮らしを守ることを第一に、国からの交付金に加え、財政調整基金を投入するなど機動的に対応してまいりましたが、新年度においても、このウイルスが存在することを前提として、ウィズコロナの社会に対応するために必要な対策を推進いたします。

＜ワクチン接種＞

感染拡大を防ぐ切り札として期待される新型コロナウイルスワクチンの接種について、国から示されるスケジュールに沿って円滑に実施できるように、美幌医師会等の御協力を得て準備を進めてまいります。

＜相談・検査体制の確保＞

電話による健康相談や美幌医師会が町内に開設したPCR検査センターの維持管理経費を助成し、相談・検査体制の確保に努めてまいります。

＜医療提供体制の確保＞

美幌町立国民健康保険病院に設置した発熱外来において、発熱患者の診療及び検査を実施できるよう、体制の確保に努めてまいります。

＜感染防止対策の徹底＞

公共施設や指定避難所など、多くの方が利用する施設における感染防止対策を徹底いたします。

＜雇用の維持と事業の継続＞

感染症の影響を受けている事業者に対し、その活動を支えるための支援策を講じてまいります。

以上のとおり、必要な対策に係る経費について予算計上しておりますが、町民生活・町内経済への影響を常に注視しつつ、状況に応じて追加の対策を講じるなど、感染拡大の防止と経済活動の回復に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

町民の皆様には、生活や仕事に御負担、御苦勞をおかけいたしますが、これまで同様に基本的な感染予防対策の徹底と、引き続き危機意識を持った慎重な行動に努めていただきますよう、お願いを申し上げます。

【重点施策の推進】

美幌町の未来を考えると、人口の減少と少子高齢化を避けて通ることはできませんが、どのような課題や問題であってもふるさと美幌に思いを寄せる人々の力を結集することで、必ずや未来を切り開くことができると私は信じています。

次代につなげるまちづくりを進めるために町民の皆様の元気を引き出し、地域の活力を高めることで、美幌町を取り巻く課題や問題を乗り越えていけるように「ひとがつながる」「みらいへつなげる」施策を着

実に実行いたします。

それでは、第6期美幌町総合計画に定める基本目標に沿って、令和3年度に推進する重点施策について御説明いたします。

＜人を創り、地域力を高めるまちづくり＞

令和元年8月に着工した役場新庁舎が2月に完成し、5月6日の供用開始に向けて移転の準備を進めています。工事期間中は、町民の皆様にご不便をおかけしましたが、庁舎の分散化を解消し、窓口機能の向上と効率的な執務空間の確保が図られることに加え、防災拠点としての機能を発揮できる環境が整うこととなります。

コロナ禍の影響を踏まえ、落成式などの式典は見送ることにしますが、開庁後に見学会を開催し、町民皆様の庁舎に足をお運びいただける機会を設けることで考えております。

なお、新年度においては、旧庁舎の解体除却、公用車車庫等の建設、駐車場の整備を予定しており、新庁舎建設に係る工事が完了する時期は令和4年2月となる見通しであります。

新庁舎の完成を機に、より一層の行政サービスの向上と町民の皆様にご寄り添い親しまれる役場となるよう、職員一丸となって努力を重ねてまいります。

生産年齢人口の減少が続く中、町税収入の伸び悩み、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加、社会保障関連経費の増大など、町を取り巻く財政状況は厳しさを増しています。

持続可能な行財政運営を確立するには、自主財源の確保と事業の選択と集中化を図りながら、将来を見据えた効率的で計画的な運営に努めていかなければなりません。

美幌町公共施設等総合管理計画に基づき、更新を迎える公共施設の集約化と複合化を検討し、総量を抑制するために最適化を図るなど、人口減少社会を見据え、行財政改革を推進してまいります。

北見地域定住自立圏構想に基づき、中心

市となる北見市との間で定住自立圏形成協定を締結し、昨年3月には北見地域定住自立圏共生ビジョンが策定されました。

新年度においては、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、北見地域（1市4町）を区域として地域生活支援拠点整備事業を推進いたします。

今後とも、経済圏・生活圏を共有する北見地域（1市4町）が連携の上、互いの独自性を尊重しながら、役割を分担し、行政サービスを安定的に提供できるよう、補完し合える関係性を築いてまいります。

昨年3月に第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策と地方創生のより一層の充実と強化を図るため、四つの基本目標に沿って12の施策に取り組んでまいります。

新型コロナを機に地方への関心が高まっていることから、地方においても都会と同じ仕事、同じ生活ができる環境を整える必要があります。昨年から進めている民設民営方式による高度無線環境（光ファイバー網）を整備し、令和4年度から町内全ての地区において供用を開始できるように取り組んでまいります。

また、地方創生臨時交付金を活用して整備した民間移住体験住宅において、移住希望者の受入れを開始するほか、特設サイトで移住プロモーションイベントを開催し、美幌町の魅力や暮らしやすさを情報発信することにより、移住及び多拠点居住の推進を図ります。

生まれ故郷や応援したい地域の力になれるふるさと納税制度は、納税者と自治体の両者が共に高め合う関係性を築きながら、地方創生を推進する取組です。

特設サイトの充実を図り、美幌町の魅力を広く情報発信することで、ふるさと寄附金の増収を目指し、活力ある地域づくりに有効活用してまいります。

美幌町自治基本条例に基づき、町民全体

のまちづくりを推進するには、地域コミュニティの中心的な役割を担われている自治会の活動を支援することが必要と考えています。

人口減少を背景に会員数が減少している現状を踏まえ、地域の活力、地域の絆を育む活動拠点となる集会室の維持管理経費について、自治会の財政負担が生じることのないように、指定管理委託料の算定方法を見直し、自治会運営の安定化と自治会活動の促進を図ります。

交通安全運動に対する町民の意識は高く、運転者に対する街頭啓発や児童生徒・高齢者を対象とした交通安全教室など、関係機関が一体となり、町民総ぐるみでの取組が展開されています。

運転免許の自主返納を奨励する事業を継続するほか、交通弱者や高校生が利用しやすいバス路線の運行形態を目指し、地域公共交通計画を策定の上、交通事業者と連携して町民の皆様の暮らしを支える公共交通サービスの充実に取り組んでまいります。

厳しい経営状況にあるＪＲ北海道が単独では維持することが困難な線区を公表して４年余りになりますが、新年度からの３年間、北海道は観光列車を無償貸与するなど、従来より踏み込んだ支援策を講じる考えを示しています。

本町におきましては、石北本線の維持に向けて沿線自治体と連携して車内販売などに取り組むほか、町内で開催するイベントに石北本線を利用して来町される方を対象に補助金を交付するなど、鉄道網の維持、鉄道の利用促進に資する取組を進めてまいります。

災害は、いつ、どこで発生するかを予測することは難しく、日頃からの備えがいざというときの防災力を高めることとなります。指定避難所に備蓄する防災資機材の整備を進めるとともに、厳冬期の避難所運営訓練を実施するなど、防災体制の強化を図ります。

また、防災資機材の保管環境を改善し、迅速な災害対応活動に資するため、役場新庁舎の北側に防災資機材備蓄倉庫を整備し、災害に強いまちづくりを推進いたします。

消防・救急体制については、近年の自然災害の発生や高齢化の進展に伴う救急ニーズの高まりにより、迅速かつ的確に対応していくことが求められています。

新年度においては、消防車庫及び訓練塔の建設など、消防庁舎改築事業が完了する予定であります。災害対応の拠点施設となる消防庁舎の完成を機に、消防機能の充実と救急体制の強化を図ります。

日本の平和と安全を守る陸上自衛隊美幌駐屯地の存在は、私たち美幌町民の誇りです。美幌駐屯部隊の規模縮小と隊員数の減少は、地域経済の衰退を招くほか、災害発生時の初動対応や地域行事の支援縮小、コミュニティ活動の停滞など、まちづくり全般に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

国は平成３１年度以降に係る防衛計画の大綱と中期防衛力整備計画において、統合機動防衛力を深化させるため、陸上自衛隊第５旅団を機動旅団へ改編し、各種事態に即応する即応機動連隊を新編するとしています。

交通アクセスに優れ、恵まれた訓練環境にある、美幌に駐屯する第６普通科連隊を即応機動連隊とし、部隊の増強を図られるよう、自衛隊協力諸団体と連携の上、町民の総意として陳情活動を積極的に展開してまいります。

＜自然の美しさやくらしの安心を、みんなで譲りあうまちづくり＞

高齢化が進展する中であっては、地域に住む一人一人が自立する努力を、地域に住む方が協力して生活援助する活動を、行政は責任ある公的福祉サービスの提供を、それぞれが役割を分担し、お互いに連動しながら、地域福祉機能の充実に努めていく必

要があります。

未来を担う子供からお年寄りまで、全ての人が安心して生活できるように、第3期美幌町地域福祉計画の基本理念である「すべての人々が、たがいに助け合い、温かに暮らせるまちへ」の実現に向けて、各種施策の実現に取り組んでまいります。

地域の福祉活動の拠点としての役割を発揮されている社会福祉協議会において、新たにボランティアポイント事業（ささえ手クラブ）がスタートします。誰かを支える支え手を増やしたり、既に活躍されている支え手の皆さんの活動を後押しできるよう、事業費の一部を助成いたします。

本町における65歳以上の高齢者人口は6,800人を超え、高齢社会に対応した施策の展開が求められています。

介護従事者確保対策補助制度を創設するほか、介護職員として必要な知識や技術の習得を目指す方を対象に研修会を開催するなど、高齢者の心身の健康を支える体制の充実に努めます。

障がいのある人も地域の一員として共に生きる社会を目指すには、地域全体で支えるサービス提供体制を構築する必要があります。

誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域を実現するため、旧田畠医院（新町2丁目）を内部改修し、10月をめどに障がい福祉団体の活動拠点を整備いたします。

また、保健衛生の向上と障がい者等の福祉の増進を目的に設置したゆうあいセンターの機能を整理の上、保健福祉総合センター2階を一部改修し、公共施設の有効活用と保健福祉団体の活動環境を整えてまいります。

少子化が進む中、子ども・子育て支援計画に基づく、子育て支援策の着実な推進が求められています。

子育ての不安や悩みを解消し、子育てに関する情報を提供するため、昨年10月に開設した美幌町子育て世代包括支援センタ

ーはぐのんを中心に、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない包括的な支援策を講じてまいります。

また、新婚世帯の新生活に係る経済的負担を軽減するため、国の地域少子化対策重点事業を活用して、結婚新生活支援事業補助制度を創設いたします。

小学3年生以下を受け入れている学童保育所について、対象学年の拡充が課題となっています。

新年度においては、旭学童保育所の受入れ体制を確保できる見通しにありますので、対象学年を小学4年生に拡充し、留守家庭等となる児童の健全な育成を支えてまいります。

コロナ禍の今、命と健康を守ること、毎日を楽しく健康に暮らすことが、いかに難しく、そして大切なのかを改めて思い知ることになりました。まちづくりの基本は、そこに住む人たちが心身ともに元気であることです。

予防接種を通じた感染症や生活習慣病の発症予防、各種健診の受診勧奨による疾病の早期発見、健康相談や保健指導、妊婦健診時の交通費助成をはじめ、保健・医療・福祉ネットワーク体制の充実を図るなど、保健予防体制の充実と健康づくりの推進に取り組んでまいります。

美幌町立国民健康保険病院は、町内唯一の一般病床を有する医療機関として、1次・2次医療を提供するとともに、救急告示病院としての機能と役割を担っています。

本年3月末に医師1名が退職するため、常勤医師6名体制となりますが、医療サービスを安定的に提供するには、医師確保が最重要課題であると考えております。町民の命と健康を守り医療ニーズに応えていくためにも、医師の確保に最大限の努力を重ねてまいります。

あわせて、患者本位で安全かつ質の高い医療を提供できるように、医療従事者の確

保、医療機器の計画的な更新など、診療体制の強化と医療環境の充実に努めます。

第Ⅲ期埋立処分場は、平成24年4月の供用開始から令和9年3月まで（15年間）の使用を予定しておりましたが、残余容量を調査したところ、令和6年2月には埋立容量に達する見通しであることが明らかになりました。

新年度においては、次期処分場の整備に向けて、処理方式や施設規模を検討の上、一般廃棄物処理基本計画を策定いたしますが、施設整備には一定の期間を要することから、現施設の延命化を図る必要があります。

スマホ対応ごみ分別アプリの活用、まち育出前講座や啓発チラシの配布など、ごみ分別の徹底と排出マナーの向上に取り組んでまいりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

＜まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり＞

清らかな水と肥沃な大地が広がる美幌町は、農業を基幹産業に発展を遂げてきましたが、農家戸数の減少や後継者不足などの問題に加え、農産物の貿易自由化に対応するため、農業生産基盤の整備や担い手の確保、収益性の高い作物の導入など、農業経営の改善と強化を図る必要があります。

このため、新規就農者等の支援、産地生産基盤パワーアップ事業、アスパラ振興推進事業を推進するなど、安心・安全で良質な農畜産物を安定的に生産する体制を整備いたします。

また、国営土地改良事業（網走川中央地区）及び、道営土地改良事業（豊高第2地区・美幌日並地区・田中第2地区・中央美和地区）を推進するとともに、国営かんがい排水事業女満別地区で造成した基幹水利施設（リールマシン）の計画的な更新を図るなど、将来にわたり持続可能な美幌農業を展開してまいります。

みらい農業センターにおいては、GPS

自動操舵システムを搭載したトラクターの操作技術研修会を開催し、地域農業のさらなる生産性の向上と作業の省力化に取り組むほか、美幌町観光まちづくり協議会と連携して、修学旅行生を対象とする農村ツーリズム推進事業を実施するなど、美幌農業の新たな可能性を追求いたします。

総面積33ヘクタールを有する、みどりの村森林公園において、新たにツリークライミング体験会を企画するほか、四季を通じて野外体験イベントを開催するなど、自然と触れ合える環境を生かして、森林レクリエーション施設としての魅力向上を図ります。

森林が有する公益的機能を発揮し、資源としての価値を高めるには、計画的な森林管理と環境に配慮した森林整備を進める必要があります。世界基準のFSC森林認証制度を推進するとともに、町産材の活用促進や木製品のブランド化を図り、貴重な森林資源を守り育てる取組を進めます。

また、民有林の振興と地域林業の活性化を図るため、伐採後の植林を支援する、豊かな森づくり推進事業を推進するほか、昨年、森林環境譲与税を活用して創設した森林環境整備事業に取り組むなど、計画的な森林管理と林産業や林家の経営安定に努めてまいります。

美幌林業館きてらすは、木と触れ合える木育を推進する空間として平成27年に開設し、これまでに12万人を超える皆様に御利用いただいています。施設の適切な管理運営と木製遊具の充実に努める一方で、企業の森づくり活動を通じて、森林環境の意識の向上を図ってまいります。

人口減少が進む今、商工業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。町民の生活を支え、地域に密着した店舗としての魅力を高めるため、消費の拡大を目的としたプレミアム商品券発行事業、商店街イベント事業、店舗リフォーム促進支援事業に加え、新たに事業承継支援事業を創設するな

ど、商業の振興に取り組みます。

また、町内において起業しようとする方の背中を後押しする起業家支援事業を推進するほか、美幌ブランド認証制度と連携し、地域資源を活用した特産品を開発するなど、地域経済の活性化と販路拡大を支援いたします。

工業分野においては、基幹産業である農業に関連した食品加工業を中心に雇用の維持が図られておりますが、小麦や豆類の集荷・卸販売を手がける企業が稲美工業用地に進出し、本年には操業を開始する予定です。引き続き、地元企業の育成と本町の特性を生かした企業誘致活動を推進し、雇用の安定と創出に努めてまいります。

観光資源の核となる美幌峠には多くの観光客が訪れていますが、通過型観光からの脱却が課題となっています。

美幌町観光まちづくり協議会が進める体験観光メニューの開発に協力・支援するほか、首都圏の子供たちを対象に「自然学校」を開催し、農業体験や自然を体感できるプログラムを提供するなど、関係団体と連携して滞在型観光の促進を図るとともに、宿泊施設の確保に向けた調査・検討を進めます。

また、コロナ禍において3密を回避するため、国は企業に対してテレワークの導入を推奨しています。地方の暮らし、働き方に光が当たる中、コロナ収束後を見据えた関係人口の増加を目指し、ワーケーション推進に向けた可能性についても研究を続けてまいります。

さらに、サイクリングを通じた滞在型観光の構築を目指し、近隣市町と連携してサイクルツーリズムの推進に取り組んでいますが、新年度においては、町内にサイクル拠点を整え、レンタサイクル、サイクルツアー、サイクルイベントの各事業を展開いたします。

労働者の福祉増進と生活の安定を図るため、労働者が働きやすい環境を整える必要

があります。

7月をめぐに労働会館（栄町4丁目）を職業訓練センター（南5丁目）内へ移転し、労働福祉の向上と雇用の促進を図ってまいります。

特殊詐欺の手口は多様化・巧妙化しており、ネット通販トラブルも増加しています。10月をめぐに消費生活センター（栄町4丁目）を保健福祉総合センター（東3条北2丁目）内へと移転し、相談体制の充実と消費者生活の安全確保に取り組んでまいります。

＜住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり＞

北海道横断自動車道（網走線）は、本別ジャンクションから網走を結ぶ高規格道路であり、物流や観光、高次医療施設へのアクセス向上、防災機能の強化など、地域にとっては必要不可欠な社会インフラです。北見東インターチェンジから美幌高野インターチェンジに至る端野高野道路については、一昨年の4月に事業採択され、現在、設計段階にあります。

北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会をはじめ、関係諸団体とも連携しながら、早期着工に向けた積極的な要望活動を展開してまいります。

町道の整備については、地域の要望を勘案の上、安全性の確保と事業の優先度を念頭に置きながら、計画的な整備に努めています。

国の交付金を活用して第262号道路（大通南4・5丁目、東1条南4・5丁目）の整備、東雲橋（三橋南）の補修を継続実施するとともに、新たに、第112号道路ほか2路線（新町3丁目）の整備、稲美橋の補修に向けた調査設計のほか、町道5路線の道路整備、町道2路線の歩道整備を行うなど、通行車両と歩行者の安全確保に努めます。

また、雨水ます蓋の交換や街路樹の剪定など、道路管理者として道路施設の安全対

策に万全を期してまいります。

除排雪の体制は、町民満足度が低く、重要度の高い行政サービスであると認識しております。

直営と民間7業者による市街地区の除雪、直営と農村地区9部会による郊外の除雪、直営と民間2業者による歩道除雪の体制を整えるとともに、昨年度から導入した最低保証制度により民間事業者との協力体制の強化を図ってまいります。

また、除雪ショベルと除雪ロータリーを各1台更新し、町民生活や経済活動に支障を来すことのないよう、冬期交通網の充実を図るとともに、高齢者等を対象に自治会のたすけあいチームに手押し除雪機を貸与するなど、冬期間における安心で安全な生活環境の確保に取り組んでまいります。

1級河川である網走川と美幌川が合流する本町では、過去に台風や大雨による河川の増水によって一部の市街地区が浸水する被害が発生しています。

堤内排水対策として排水ポンプや発電機を配備し、樋門の監視体制を整える一方で、河川管理者に対して治水対策の強化を要請していますが、自然災害を防ぐためにも、国や北海道と連携の上、引き続き治水対策と河川環境の保全に努めます。

河川氾濫による浸水被害を未然に防止するため、堆積土砂を撤去する国の緊急浚渫推進事業が創設されました。

大空町との町界を流れる網走川水系女満別川について、大空町と共同して計画的なしゅんせつに着手するほか、町が管理する普通河川の事業化に向けた検討を進めます。

町内には、せせらぎ公園をはじめ、町民の憩いの場として親しまれている都市公園が26か所あり、1人当たりの公園面積は全道平均を大きく上回っています。

多くの方々が集い楽しめる空間であり続けるよう、適切な維持管理に努めるとともに定期的な点検を実施し、施設や遊具の補

修や更新に取り組んでまいります。

平成23年度に開始した住宅リフォーム促進補助事業には、これまでに1,200件を超える申請があり、工事費の総額は29億円を超えるなど、住環境の整備と地域経済の活性化に大きく貢献しています。

事業を継続実施するとともに、事業効果をさらに高めるためにも、制度設計の見直しも視野に入れながら検討を重ねてまいります。

町内には、町営住宅が69棟・736戸、借上公住が8棟・59戸あり、加えて5棟・84戸の道営住宅の管理委託を受けています。

住宅セーフティネットの機能を保持するためにも、入居者の募集や選考に関わる事務の公平性を確保し、適切な維持管理に努めるとともに、三橋南団地の共同階段に手すりを設置するなど、入居者が安心して暮らせる住環境を整備いたします。

長期間使用されていない空家等が存在し、地域の生活環境に悪影響を及ぼす事案も発生しています。

美幌町空家等対策計画に基づき、特定空家等の所有者に対して必要な措置を求めるほか、一定の条件を満たす空家等を除却する際の補助制度を創設し、安心して安全な住環境の確保と新築住宅建築の促進を図ってまいります。

また、良質な住宅ストックを確保し、有効活用を図るため、公営住宅等長寿命化計画、耐震改修促進計画を策定し、人口減少社会を見据えたライフサイクルコストの縮減を図ります。

昭和56年10月に供用を開始した下水道事業は、施設の老朽化と人口減少による使用料収入の減少など、将来を見据えた事業経営の健全化・効率化を図る必要があります。

このため、経営状況が明らかになる、企業会計方式の令和5年度からの導入に向けた移行作業を進めるなど、経営基盤の強化

を図ってまいります。

また、終末処理場受変電設備及び管渠の更新工事を実施するほか、施設の長寿命化を図るための計画策定を進め、持続的に安定した下水道サービスを提供いたします。

水道事業は、水道料金による独立採算方式で運営されておりますが、給水人口の減少と施設の老朽化が課題です。

重要なライフラインとして、地震等の災害時においても安定給水を確保できるよう、日並浄水場の耐震補強及びろ過設備等の更新、基幹管路（送水管）更新工事を実施し、給水収益の安定確保と経営基盤の強化に努めてまいります。

<夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり>

学校における教育活動や学校運営においては、地域の教育力を活用しながら地域とともにある学校づくりを推進する必要があります。学校運営協議会の活動を深化させ、小中連携を進めながら、学校・家庭・地域が一体となり、教育力の向上を図ってまいります。

学校教育においては、ICT社会にふさわしい令和時代のスタンダードな学校像を創り上げるため、GIGAスクール構想が展開されることとなります。1人1台のタブレット端末を使用し、子供たち一人一人の個別最適化された学びと創造性を育む教育を持続させるため、取組を強化いたします。

学校図書館は、児童生徒の読書センターであり、学習・情報センターでもあります。蔵書の充実、書籍の管理、書架の整備に関する経費を予算計上し、学校図書館としての機能の充実を図ります。

昨年、美幌小学校に英語専門教室イングリッシュルームを開設いたしましたが、新年度においては、東陽小学校と旭小学校にも開設し、語学指導助手（ALT）や英語教諭による外国語教育を通じて、グローバル社会に対応した国際理解教育を推進いた

します。

また、防災に対する意識を高め、災害時に命と暮らしを守るために必要なことを学ぶ一日防災学校を、新年度は全ての小中学校において実施いたします。

悩みや気持ちを受け止め、児童生徒に寄り添いながら問題の解決に当たるため、スクールカウンセラーによる各学校の巡回訪問を実施し、教育相談体制の充実を図ってまいります。

特別支援教育の推進にあっては、障がいのある児童生徒の状況を的確に把握し、そのニーズに応じた適切な指導に努める必要があります。特別支援教育支援員を配置して学校生活を支援し、教育環境の充実に努めてまいります。

学校給食においては、子育て世代の負担軽減を図るため、多子世帯（第3子以降）における給食費の無償化について、継続して取り組んでまいります。

また、地元で生産・加工された美幌食材を給食に提供するほか、美幌高等学校の生徒が生産した小麦を使用して商品化された食材を、生徒自身が食する機会を設けて、食育の推進と魅力ある高校づくりを支援いたします。

平成23年度に普通科と農業科が併設された新たな美幌高等学校が開校し、学校の特色を生かした教育活動が展開されておりますが、少子化の影響により入学者の減少が続いています。

進学を希望する生徒が地元の高校で学ぶことができるよう、間口対策補助制度を拡充し、多様な教育機会の充実を図るとともに、関係者と連携の上、振興対策に向けた取組を進めてまいります。

加えて、美幌高等学校の特色や魅力を広く御理解いただけるように、生徒募集や学習環境の整備に要する経費を補助するとともに、地方公立高校を結ぶ全国合同の留学説明会、地域みらい留学フェスタ参加経費を補助し、道外からの生徒確保に向けた取

組を強化いたします。

町民が主体的に取り組む文化活動を支えるため、町民会館、図書館及び博物館などの生涯学習施設の利用促進を図りながら「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できる場と機会の充実を図ってまいります。

美幌に関わる芸術家やアスリートなどの人材を活用し、町民に学びの機会を創出するふるさと人材教育事業を推進するとともに、町内に在住する外国人労働者が日本文化に触れる機会を提供する多文化共生推進事業を実施いたします。

芸術・文化活動の拠点施設である町民会館びほーるは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりを推進する空間でもあります。幅広い年代の方が親しむことのできる活動を奨励するほか、多様な芸術文化に触れる機会を提供し、町民の生活の質の向上と文化活動の充実に努めてまいります。

昨年11月に屋内多目的運動場（サニーセンター）がオープンいたしました。冬期間や雨天であっても人工芝で運動できる運動施設として、多くの皆様に御利用いただいております。

町民の皆様がスポーツを親しめる環境づくりに取り組むとともに、未来のアスリート応援事業を通じて、競技力の向上とスポーツの振興を図ってまいります。

博物館においては、みどりの村森林公園を活用して、親子を対象に体験学習行事を開催いたします。四季を通じての森林散策、昆虫採集、たき火体験など、ふるさとの自然を広く紹介し、知的好奇心を高める機会を創出してまいります。

昨年、老朽化と狭隘化が進んでいる図書館に関する町民アンケート調査を実施いたしました。

新年度においては、将来の建て替えを見据え、図書館整備検討委員会を組織して先進地を視察するなど、図書館に求める機能

と役割、整備の方向性について調査を進めてまいります。

【むすびに】

以上、令和3年度の町政執行に当たりまして、基本的な考え方を申し上げます。

私は、令和元年5月の美幌町議会臨時会において、町政に対する所信を述べさせていただきました。

どのような課題や問題であろうとも、ふるさと美幌に思いを寄せる人々の力を結集することで、必ずや美幌町の未来を切り開くことができる。町民の皆様と同じ目線で話し合い、真摯に向き合うことで、産業の活力、人の活力、地域の活力を高めて、先人が築き上げた美幌町をしっかりと次代につなげてまいりたい。

そのときの決意は、今なお、変わることはございません。

美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくりの実現に向けまして、町民の皆様とお約束した施策を実行できるよう、最大限の努力を積み重ねてまいりますので、議員各位におかれましては、慎重に御審議をいただきまして、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。令和3年度の町政執行方針といたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、14時30分といたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、令和3年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 令和3年度美幌町教育行政執行方針を述べさせていただきます。

【はじめに】

令和3年度予算の御審議をいただく美幌町議会定例会におきまして、教育行政の執行方針について述べさせていただきますこ

とに深く感謝を申し上げますとともに、議員並びに町民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、人口減少や高齢化などの人口問題、情報化に伴うグローバル化の進展、人工知能やビッグデータなどの技術革新など、社会・経済情勢に大きな変化がみられる中、新型コロナウイルス感染症の猛威により、これまで経験したことのない対応を余儀なくされ、教育環境にも大きな影響を及ぼしました。

教育行政の果たす役割がますます重要となる中、コロナ禍の影響で教育環境は困難な状況に置かれてましたが、学びを止めないという大前提の下、美幌町のあしたの人材を育成するため、ふるさと美幌で子供たちが自ら学び、各人が学習の成果を地域社会で生かせるよう、教育関係者の皆様とともに、美幌町教育大綱を共有し、明確な教育行政執行の方向性を示す中で、多くの皆様から御意見をいただきながら、引き続き、顔の見える教育委員会として、豊かな学びの保障に向けて積極的に取り組んでまいります。

【教育行政に臨む基本的な考え方】

美幌町教育委員会では、美幌町の教育の基本である美幌町教育目標の実現を目指して、第6期美幌町総合計画を柱として、美幌町教育大綱並びに第7次美幌町社会教育中期計画の具体的な推進を図るとともに、十分に町行政との連携を図りながら、美幌の良質な学びの実現に向けて、次のとおり重点施策に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、新しい生活様式を踏まえた、安全・安心な教育活動の推進に取り組んでまいります。

【重点施策の展開】

《幼児、学校教育の充実》

今般の新型コロナウイルス感染症における国内外の感染状況から、長期的な対応も覚悟しながら、子供たちの教育機会を確保

するため、ウイルス感染及びその拡大リスクを可能な限り低減し、継続的な学校・学級運営を余儀なくされております。

このような環境の中、各学校では文部科学省が定める衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式を導入するとともに、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していく必要があります。

教育委員会としましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、学習指導要領の生きる力を育むという理念の下、子供たちに「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」が備わり、「知・徳・体」の調和のとれた創意工夫ある教育環境づくりに努めるとともに、ふるさと美幌に対する誇りや愛着を育み、地域社会の一員として、よりよい地域づくりに参画しようとする意識を高める教育を推し進め、社会の変化を見据えた中で、新たな学びの充実のため各種施策に全力で取り組んでまいります。

＜幼児教育の推進＞

幼児教育・保育の無償化により、教育委員会の直接的な関わりは少なくなっていますが、幼児期と小学校の円滑な接続は大切なことであり、情報交流や相互訪問等の連携は深化してきております。今後とも、児童の各種情報を共有するため要保護児童対策地域協議会をはじめ、子ども発達支援センターや幼稚園等の関係機関と相互連携を図ってまいります。

＜学校教育の推進＞

確かな学力の向上。

算数科・国語科の充実強化。

確かな学力向上のため、チーム・ティーチングや習熟度別指導のほか、北海道教育委員会のチャレンジテストやN R T（全国標準学力検査）の活用など、基礎・基本的な学習内容の定着に努めてまいります。

このため、教育支援員を継続配置した中で、主に算数科と国語科においては低・中学年を中心にきめ細かな指導により、確実な基礎学力の定着に向けた取組を進めてまいります。このほか、小中学校の長期休業中を利用した学生ボランティアによる学習サポート事業を継続実施いたします。

あわせて、退職教員による放課後学習サポート事業を活用し、児童が日常的に学習できる環境を提供するほか、家庭での学習習慣の確かな定着のために、家庭学習の手引きや生活リズムチェックシートの活用を広く呼びかけて保護者との連携を強化いたします。

ICT教育の推進。

GIGAスクール構想の導入に伴い、児童生徒1人1台端末の実現により教育の情報化が急加速しております。今後とも、児童生徒の望ましい情報活用能力と情報モラルの育成に力を注ぐとともに、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適な学びの実現を目指してまいります。

小学校35人学級の推進。

小学校においては、国や北海道の少人数学級事業の動向を見据えながら、35人を超える学級については、引き続き町費による臨時教員を配置し、児童一人一人の理解度や興味・関心を踏まえた、きめ細かな学習指導体制を整備してまいります。

語学教育の充実。

新学習指導要領の下で、小学校3・4学年は外国語活動、5・6学年は教科としての外国語が実施されております。美幌町の教育の特徴である語学教育の充実を図りながら、高等学校卒業までに外国語でコミュニケーションが取れるようになることを目指し、「聞く・読む・話す・書く」の力を総合的に育みます。今年度は、小学校3校の連携により、外国語専科教員による巡回指導の継続・充実を図るとともに、昨年度に美幌小学校に設置したイングリッシュルームを東陽小学校及び旭小学校に設置し、

一層の語学教育の充実を図ってまいります。

あわせて、2名の語学指導助手（ALT）のサポート体制により、外国語科指導の充実に努めてまいります。

授業改善の充実。

学習規律のさらなる定着。

学習規律については、小中学校の学習規律を集約し策定した美幌町学習規律スタンダードを基に、各校とも重点事項として意識的に取り組み、児童生徒の姿として確かな成果が現れております。引き続き、確かな学力の基盤となる学習規律のさらなる定着を図るため、校内一丸となった、より具体的な取組を進めてまいります。

あわせて、小中学校における教員の相互交流や、学校種間の連携を強化してまいります。

授業改善の推進。

主体的・対話的で深い学びの視点から、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかを重視して授業を改善しなければなりません。これまでの授業改善推進チーム（H28～H30）の取組や、オールオホーツクで取り組むロードマップの実践を生かし、子供たちが学んだ一つ一つの知識がつながり「分かった」「おもしろい」と思える授業、周りの人たちと共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業、見通しを持って、粘り強く取り組む力が身に付く授業、自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業といった、子供たちの学びを進化させる取組を組織的に進めてまいります。

公開研究会の実施。

これまで本町では、全小中学校において校内研修の成果の発信として公開研究会を実施しております。昨年度のコロナ禍においても各校の創意工夫で公開研究会が継続されており、校内研修の充実や教員の指導力向上などに大きな成果を上げております。

今年度においても、授業改善のより一層の充実のため、全学級の授業公開と研究協議を柱とした公開研究会の実施を積極的に進めてまいります。

健やかな身体の育成。

健康保持。

子供たちの健康の保持・増進を図るため、定期的な健康診断を実施して感染症等の予防に努めます。小学校では、虫歯予防対策のためフッ化物洗口を継続して実施いたします。中学校においては、喫煙や危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を開催し、適切な保健管理・指導を行ってまいります。

体力向上。

日常の体育授業の充実はもちろんのこと、教育活動全体を通して体力を培うほか、部活動や地域の少年団活動を奨励し、全ての学年で新体力テストの取組を進めます。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を踏まえた一校一実践など、学校の特色を生かした効果的な取組により、子供たちの体力向上に努めてまいります。

あわせて、関係団体の御理解と御協力の下、水泳、スキー、スケートの各授業においては、引き続き外部講師のサポートにより実施してまいります。

生活習慣。

子供たちの望ましい生活習慣の定着に向けて推進してきた早寝・早起き・朝ごはん運動は、年々取組の成果が上がってきております。さらに進化させるために成果と課題を家庭と共有しながら進めるとともに、学校や家庭における生活リズムチェックシートの積極活用や生活習慣改善などの食育の推進のほか、社会教育における通学合宿事業などを引き続き実施してまいります。

また、情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携により、子供自身が主体的かつ適切に情報機器を利用できる取組を進めてまいります。

豊かな心の育成。

道徳科への対応。

様々な課題に自分ならどうするかと向き合い、自分とは異なる意見を持つ他者と議論する授業などを通して、道徳性を育む取組を進めます。小中学校では特別の教科、道徳が実施されておりますが、引き続き道徳の授業づくりの研修や授業公開、さらには地域の人材や様々な教育資源を活用した道徳教育の一層の充実を図ってまいります。

いじめ対策。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが何より重要であります。このほか、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことも必要であり、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るとの意識を再認識し、いじめは絶対に許されないことを児童生徒に指導徹底するとともに、積極的ないじめの認知に努めてまいります。

また、嫌な思いをした児童生徒がいつでもシグナル発信できるよう、日頃の指導体制を強化する中で、未然防止、早期発見、早期対応に努めるほか、指導のための教職員研修会や児童生徒への情報モラル教育の充実を図ってまいります。

読書習慣。

子供の読書習慣の定着のため、学校では朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、読書活動の充実を図る取組が進められております。今後とも、家庭での読書を通じて家庭内のコミュニケーションが図られる家読（うちどく）を推進してまいります。

あわせて、図書館司書を各学校に継続派遣し、読書活動の取組を支援するほか、教職員及び児童生徒のニーズに応じた学校図書館の充実整備に努めてまいります。

教育相談体制の充実。

教育相談体制として、教育相談室に教育専門相談員と不登校問題相談員を各1名配置し、不登校あるいは問題を抱える児童生徒に対して、家庭訪問や学校訪問による相談・支援を行うほか、サテライト授業により、個に応じた学習支援に取り組んでまいります。

また、児童生徒の心のケアや、教職員・保護者の問題解決に向けた連携を強化するため、スクールカウンセラー1名を継続配置した中で、校内の教育相談体制の充実に努めてまいります。

さらに、全小中学校で実施しているQ-Uテスト（楽しい学校生活を送るためのアンケート）をより効果的に活用し、結果を基に学級集団を捉え、学級経営の在り方などの指導、相談、支援を継続してまいります。

特別支援教育の充実。

特別な教育的支援を必要とする子供の教育については、各学校の学級編制に合わせ、特別支援員23名を配置するとともに、個の特性に応じた適切な教育支援を行うため、個別の支援計画・指導計画の活用や、保護者との相談を重ねながら、関係機関と連携した効果的な支援を行ってまいります。

また、美幌町特別支援教育連携協議会を通して、福祉・医療・教育等の関係機関が連携し、乳幼児から就労後までの支援体制を切れ目なく、地域で一貫した相談及び支援体制の構築を図り、個々の児童生徒にとってふさわしい教育環境の整備に努めてまいります。

安全・安心な教育環境の充実。

防災教育の推進。

近年の国内における大規模災害の発生を受け、不測の事態に備えた学校現場での防災教育は不可欠であります。子供たちが自らの力で状況に応じた判断や行動を通して危機回避できる力を身につけるため、火災、地震、台風災害を想定した避難訓練や

防災訓練を実施いたします。特に、1日防災学校は、災害弱者と言われる小学生にとって貴重な体験学習であり、引き続き関係機関の協力により防災の要素を取り入れた授業を行うとともに、今年度は新たに中学校でも実施できるよう取り組んでまいります。

教育環境の充実。

今年度においても、関係機関の御協力により交通安全教室や自転車乗車マナーの指導、防犯訓練、通学路の安全確保、登下校時の見守り活動のほか、不審者情報メールの配信や携帯電話・パソコン等のインターネット犯罪から子供たちを守る取組を進めるほか、親子で学べる場の検討など、保護者、地域住民、関係機関等が連携し、地域ぐるみによる安全で安心な教育環境を充実してまいります。

学校の衛生管理。

コロナ禍の学校においては、基本的な感染対策を継続する「学校の新しい生活様式」を基に教育活動が進められております。

今後とも、児童生徒と教職員の感染症予防対策の徹底とともに、国が進めるスクール・サポート・スタッフや学習指導員を継続配置しながら、施設の消毒・換気・学習支援対策などに取り組んでまいります。

信頼される学校づくりの推進。

服務規律の保持。

教職員は全体の奉仕者として、公共の利益のために職務を遂行すべき使命と責務を負うとともに、児童生徒の手本となるべき立場にあることを改めて自覚し、教職員一人一人が自らを厳しく律し行動しなければなりません。学校現場は、地域住民との信頼関係の上で成り立っていることを改めて認識し、教育に対する信頼を損なうことのないよう、職場全体で服務規律の厳正保持に努めてまいります。

教職員の資質と能力向上。

教職員の資質と能力向上のため、網走地

方教育研修センターをはじめ、個人研修や道内外の各種研修のほか、組織的に取り組む校内研修、授業実践交流、公開研究会による授業公開など研究体制の充実を図り、自己研さんの取組を支援してまいります。

働き方改革の推進。

教員の働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動が継続できるよう、美幌町働き方改革推進プランを策定しております。

今後とも、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解の下で勤務時間を意識した働き方改革を進めてまいります。

3学期2評価制。

本町は、教育課程を3学期制、児童生徒評価を2評価制として取り組んでおりますが、この取組により、今まで以上に広いスパンで細かな評価ができるとともに、ゆとりある学習等の確保が図られております。

また、長期休業前に子供の学習状況や課題等の資料を保護者に配布するなど、長期休業中の学習習慣の形成につながる取組を進めております。今後とも、新学習指導要領に基づき適切な評価の実施・充実を図ってまいります。

地域と連携した学校づくりの推進。

学校は、教育活動やその他の学校運営の状況を自ら評価し、その結果を公表する学校評価を実施することで、学校・家庭・地域がおのものの役割を果たしつつ、社会全体で連携・協働する地域とともにある学校づくりの深化に努めてまいります。

今年度においても、学校運営協議会制度の確かな推進と、「3つのきょういく」応援団の協力により、地域の子供は地域で育てる仕組みづくりを構築するほか、参観日、学校行事、学校だより等を通じて、学校の状況や子供たちの様子を保護者や地域に発信してまいります。

あわせて、地域の声を学校運営に生かし

ながら、地域の皆さんの御理解と御協力の下に、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。特に、スポーツや芸術分野においては、外部講師による指導や地域資源（自然・環境・人）を積極的に活用し、特色ある学校づくりに努めてまいります。

学校給食と食育の推進。

学校給食は、地元産農産物、地場産加工品を多く取り入れて衛生管理の徹底の下、おいしく安全・安心な給食提供に努めてまいります。また、食育については、学校と連携の上、コロナ感染症予防対策を徹底しながら、正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう取り組んでまいります。

小中学生のいる多子世帯の保護者に対しては、昨年制定した美幌町第3子以降学校給食費補助事業により、給食費の無償化を図り、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

食物アレルギーを有する児童生徒については、医師が作成する学校生活管理指導表に基づき、保護者・学校との面談により、学校給食におけるアレルギー対応を行ってまいります。

＜学校教育施設環境の整備充実＞

学校施設整備。

子供たちが、快適で安心して学べる良質な学習環境を維持するため、美幌町学校施設長寿命化計画を基に、計画的な学校施設設備の改修に努めてまいります。

今年度においては、美幌小学校プールろ過器修繕、東陽小学校図書室床張り替え修繕、旭小学校体育館暗幕取替え、美幌中学校体育館防球ネット修繕、北中学校家庭科室給湯設備修繕等のほか、給食センターでは、照明器具LED化修繕、排水処理設備水中ポンプの交換、床暖房制御電動三方弁の取替えなどの修繕を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバス。

スクールバスの運行については、安全運

行に努めるのはもとより、児童生徒の利便性を考慮した運行を行います。少人数の場合にはハイヤーを代替として活用するなど、引き続き効率的で安全な運行に努めてまいります。

G I G Aスクール構想の進展。

S o c i e t y 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先進技術等の効果的な活用が求められる中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響から、G I G Aスクール構想における導入整備計画を前倒し、高速大容量の校内通信ネットワーク及び全児童生徒・教員用タブレット端末を整備したところであります。

多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人の個別最適化された学びと創造性を育む教育を持続的に実現させるため、そして、ICT社会にふさわしい令和時代のスタンダードな学校像を創り上げるため、G I G Aスクール構想の取組を進展させてまいります。

＜高等学校との連携・支援＞

昨年9月、北海道教育委員会は公立高等学校配置計画（令和3年度〔2021年度〕～5年度〔2023年度〕）において、通学区域内の中卒者数を基礎とした生徒の進路動向、学校・学科の配置状況、学校の在籍状況等を勘案した中で美幌高校の1間口削減を示し、本年6月を目途に削減学科を公表するとしております。

オホーツク管内唯一の農業科を持つ美幌高校は、農業教育の拠点施設として農業の担い手育成・確保の観点から、地域の特色を生かした教育活動が進められ、地域と共に歩み続けております。町は引き続き北海道美幌高等学校教育振興対策協議会と共にオール美幌体制により、振興対策に向けた取組を進めてまいります。

今年度は、間口確保対策の強化を図る観点から、これまでの町外からの農業科入学に加え、町内からの農業科入学者及び普

通科（町内外問わず）入学者も補助対象として、引き続き同様の対策を講じてまいります。

また、令和3年度生徒募集より、地域資源応用科の道外入学者枠が2名新設され、生産環境科学科と合わせた4名が道外より受入れ可能となったことを契機と捉え、全国展開する地域みらい留学制度を積極活用して入学者確保に努めるとともに、農業科への入学機会に支障を来すことのないよう、寄宿舍運営への継続支援のほか、教育支援事業におけるポスター・パンフレット作製、学習環境整備、商品開発等の支援を進めてまいります。

あわせて、魅力ある高校づくりの一環として、美幌高校で生産された小麦で商品化された美高うどん等を学校給食で提供するとともに、美幌高校の教育活動の様子を広く情報発信し、町全体で高校を支える機運を高め、一人でも多くの生徒に入学してもらえるよう、関係機関と連携を図りながら、美幌高校の魅力づくりとなる取組を支援してまいります。

《生涯学習の充実》

社会教育では、令和3年度が計画の最終年に当たる第7次美幌町社会教育中期計画の推進目標・方針に基づき、町民のニーズに十分に応えながら生涯を通じて互いに学び、高め合える、活力ある生涯学習の取組を進めてまいります。

また、第8次美幌町社会教育中期計画（令和4年度から令和9年度）を策定するため、社会教育委員と共に議論を進め、第7次計画における事業の点検評価や提言を踏まえ、令和4年度以降の社会教育行政推進の柱としてさらなる取組の充実を図ります。

＜社会教育の推進＞

学習活動の推進。

家庭教育。

家庭や地域からの教育力向上を図るために子育て世代の親が学びやすい環境を整え

ていくことを意識し、幼稚園家庭教育学級への活動支援やフレッシュママセミナー、親育セミナー等での子育てをめぐる今日の課題等への学びの機会を提供しながら、子供たちが健やかに成長できる環境づくりに努めてまいります。

少年教育。

小学生を対象に、おもしろキッズ共和国や子どもちょっと体験教室、びほろっ子ワクワク通学合宿などの事業を継続するとともに、中学生・高校生には、次代を担うリーダー養成を目的に、研修派遣や講習会を継続することで、興味関心の幅を広げ、自ら考え行動する力を育ててまいります。

青年教育。

青年教育では、社会の一員としてまちづくりに参画する青年たちの自主的活動を推進するため、青年交流会や、はたちのつどいの開催支援を行います。また、青年講座開催により、青年の学習の場を引き続き提供してまいります。

成人教育。

町民の自主的な学習活動を支援するみんなのまなび場応援事業や、広く町民の知識・教養を深めるイマドキ講座、きらり女性セミナーを実施し、誰もが気軽に参加できる学習機会を提供するほか、女性国内研修派遣事業を通じ女性リーダー育成を継続してまいります。

また、町内に在住する外国人研修生等に対し、町民との交流を深め本町へ愛着を持ってもらえるよう、日本の伝統文化や教養などを学習・体験できる機会を提供する多文化共生推進事業を引き続き進めてまいります。

高齢者教育。

明和大学では、コロナ禍の影響から昨年度の開講を見送りましたが、今年度は、感染症防止対策を徹底した中で開講し、学生の多様なニーズに応えながら、学習内容の充実を図ってまいります。

また、明和友の会や一般高齢者の方も対

象とした明和大学公開講座やアクティブシニアセミナーを継続し、高齢者の生きがいづくりや学びを提供してまいります。

青少年健全育成の推進。

青少年対策。

青少年育成センターは、青少年育成協議会と連携しながら、青少年の健全育成や非行防止活動のための指導と支援に努めてまいります。

また、リトルウイングや子どもみまもり隊による児童生徒への声かけ・見守り活動や青色回転灯装備車両によるパトロールなど、地域のおじさん・おばさんとしての町民総ぐるみの運動を引き続き展開し、子供たちの安全確保や非行防止に取り組んでまいります。

文化活動の推進。

芸術文化鑑賞事業の充実。

各実行委員会と協力して、新型コロナウイルス感染症防止対策を取りながら、町民に向けて質の高い生の芸術に触れる機会を工夫し提供するとともに、町民が主体的に行う小規模鑑賞事業に対し支援を行ってまいります。また、各種文化団体への活動支援や指導者招聘事業を継続することで、次代を担う若い世代の技術の向上や文化の振興に努めてまいります。

演劇ひろば。

子供たちの表現活動の場として、演劇ひろばの活動をサポートしてまいります。異年齢の子供たちが、びほーるで演劇やダンス、歌などを自分たちで創作しながら、協調性や積極性を養い、コミュニケーション能力や感性を高める取組を行ってまいります。

スポーツ活動の推進。

幼児から高齢者まで誰もが健康で豊かな生活を送る上で、生涯にわたって運動スポーツを生活の中に取り入れ、健全な心と体を養うことがとても大切です。

健康体力の維持増進やレベルの高い競技力の向上を図るため、美幌町スポーツ協

会、及びびほろスポーツクラブ B e e t とさらに連携・協働しながら、安全で活動しやすいスポーツ環境づくりを推進してまいります。

また、将来を夢見る有望な子供たちが希望を抱き、優れた選手が多く育つよう、未来のアスリート応援事業を充実するとともに、競技大会に参加する選手への経費助成と指定強化選手に選抜された選手を支援する奨励金制度を継続し、子供たちが安心して活動でき、さらに活躍できるよう支援してまいります。

また、スポーツ指導者の高齢化や後継者不足から、スポーツ活動の停滞や団体の解散など、大きな課題となっております。スポーツ活動を継続・充実するには、競技者の底辺拡大と指導者の養成や資質向上が必要であり、指導者を養成するための資格取得費用の助成継続や研修機会を提供・奨励してまいります。

図書館活動の推進。

子供たちの心を育み、学力を伸ばすためには、子供の読書活動の推進が欠かせません。そこで、子供が読書に親しむ機会の提供と読書環境を整備し、家庭、地域、学校との連携の充実を図るとともに、子供の読書活動に関する理解と関心の普及を推進してまいります。

主な取組としては、子ども未来絵本 0 3 6 事業を継続するとともに、学校巡回司書の取組をさらに充実させ、乳幼児から小中学生まで一貫した読書活動の推進につながるよう取り組んでまいります。

さらに、町民の皆様の知識と教養を広めるためのサービスの充実を図るとともに、図書館活動の積極的な情報発信に努めてまいります。

博物館活動の推進。

博物館は、多くの町民の皆様に、ふるさとの自然や歴史、芸術などのすばらしさを知っていただき、積極的に利用してもらえよう、魅力ある事業づくりを目指してま

いります。

教育普及では、美幌町 4 公園の草花図鑑をテーマとした特別展及び貴重な収蔵資料を展示するロビー展などの開催を予定しております。

また、各種団体や学校教育とさらなる連携を図り、体験活動を主体とした講座などの内容を拡充し、博物館教育につながるよう努めてまいります。

文化財の保全・保護では指定文化財の点検、巡視を行うとともに、指定文化財、美幌小学校のカシワの樹木医による治療を行うほか、埋蔵文化財発掘調査として、道営農地整備事業における予備調査、その他各種開発行為に伴う事前調査を予定しております。

＜社会教育施設環境の整備充実＞

スポーツ施設の整備では、昨年 1 1 月に屋内多目的運動場サニーセンターが完成し、安全で快適なスポーツ活動の環境を整備することができ、冬季間のスポーツ活動がより充実することができました。今後も施設の有効活用を図るため、適切な維持管理に努めてまいります。

トレーニングセンターでは、今後も耐震改修と併せて安全で利便性の向上に向けた整備・検討を進めるとともに、効果的で効率的な施設の管理体制の検討を行ってまいります。

さらに、老朽化、狭隘化が課題となっている図書館では、図書館整備検討委員会を設置し、改築に向けた調査研究を進めてまいります。

【むすび】

以上、令和 3 年度の教育行政の執行に当たって、教育委員会の基本的な考え方と重点施策の概要について申し上げましたが、本年度も本町教育の充実・発展に向け、町行政や関係機関との連携はもとより、家庭や地域と協働して、これからのふるさと美幌を担う子供たちが健やかに成長できるよう全力を尽くしてまいりますので、議員の

皆様をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は、15時15分といたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第40 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第40 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君）〔登壇〕 それでは、通告しておりましたとおり、大きく2点につきまして、私から一般質問をさせていただきます。

まず、大きな一つ目として、若者育成と高齢者の活躍できる地域づくりについて。

社会人の教育機関、美幌社会人大学の導入について質問いたします。

中央一極集中が進む一方で、中央から離れた地方自治体では、人口減少、少子高齢化のあおりが顕著に表れてきております。

美幌町においても、昨年末時点で高齢者率が約36%、人口も1万9,000人を割ってしまいました。さらに15年後には、人口が1万5,000人を割ってしまうというデータも出ており、まさに待ったなしの状況でございます。

人口減少、少子高齢化対策への取組が必要なことはもちろんとして、少子高齢化社会でも町民が豊かに暮らしていけるまちづくりも極めて大切です。そのためには、現役を勇退された高齢者が元気に輝けること、若者が社会の担い手として責任と誇りを持って地域で活躍できること、この2点がとても大切な要件であると考えます。

そこで、地方の大学と連携した、若者が

社会人としてのスキルやマナーを磨くための教育機関、美幌社会人大学を開設してみたいかがでしょうか。

特定の施設は必要なく、マナビティーセンターやしゃきっとプラザ、商工会議所の会議室などを活用、カリキュラムは大学と連携して組み、週や月に数度の講義を受けられるようにすることで、大きな負担もなく、様々な利点を生むことができます。

一つ目の利点として、町外で勉学に励む現役学生と美幌町で働く若者との意見交換を行うことが可能になり、双方にとっての刺激が生まれます。

二つ目は、ふだんでは学ぶことのできない社会人マナーを身につけることができます。

三つ目は、現役を勇退された高齢者を人生の先輩として講師に招くことで、仕事に向き合う姿勢や人生経験を学ぶことができます。

四つ目は、現役を勇退された高齢者の社会的地位や活躍する場を設けることで、生きがいを持ってもらうことができます。

若者と高齢者のつながりを生む機会にもなり、相互にスキルや社会的な責任感を高め合うことができれば、地域にとっても大きな活力になり、人口減少、少子高齢化社会でも乗り越える力になると考えますが、そういった社会人教育システムの導入について、町長の考えをお聞かせください。

続いて、大きな2点目にまいります。

新型コロナウイルス対策についてです。

飲食店と交通弱者への宅配支援について質問いたします。

昨年初頭より始まり、1年たった今も全世界に影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症。美幌町としても、特に経済への影響を大きく受けており、資金繰り対策や経営継続支援、プレミアムチケットによる経済対策を迅速に行いました。

影響が特に大きい飲食店については、テイクアウト等の取組を行い頑張っている姿

が見受けられますが、実際にテイクアウトを使うことができるのは、自家用車を所有している人が主であるように感じます。持病があることで買物に行くことへも恐怖に感じている交通弱者の方は、テイクアウトを利用することはできません。

まだまだ長引くことが予想されるウィズコロナの時代を乗り切るためにも、このコロナの影響が出ている間だけでも、飲食店、交通弱者のための宅配支援を行ってみてはいかがでしょうか。

交通弱者の人たちがテイクアウトを利用しやすくすることで、少しでもリフレッシュになり、それが飲食店の経済支援にもつながると考えますが、町長の考えをお聞かせください。

以上の2点、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 木村議員の御質問に答弁いたします。

初めに、若者育成と高齢者の活躍できる地域づくりについてお答えいたします。

本町における高齢化率は、令和3年1月末現在で36.0%、75歳以上の高齢化率については18.9%と年々増加しておりますが、町内では、主に自治会を中心としたサロンや各地域の老人クラブのほか、NPO法人絆ーびほろなど、元気な高齢者が地域で様々な生きがい活動に取り組まれています。

また、近年では、びほろ じ～・ば～サークル輝、協同組合美幌町大通北1丁目商店街が多目的スペースとして提供するきたい★ち、令和元年5月には男談農園が開設され、地域を支える担い手として高齢者等が活躍される場となっております。

また、教育委員会が所管している事業として、社会人の学び場につきましては、第7次美幌町社会教育中期計画の推進目標の一つ、「一人ひとりの力を引き出し、活躍の場を広げたい！」に基づき事業展開して

おり、美幌町内の青年を対象とした青年講座を青年活動団体B-l i v eと共催で年1回開催しているほか、その時々合った課題やテーマで実施するイマドキ講座、町民の皆様の自主的な学びの支援をするみんなのまなび場応援事業などを実施しております。

高齢者の生きがいづくりといたしましては、高齢者大学明和大学を開校し、年間を通じた学びの場を提供してまいります。また、今年度から予算計上しておりますふるさと人材教育事業は、美幌町出身やゆかりのある方々に助言や指導などをいただくことにより、本町の活力を向上させることを目的としておりますが、こうした取組の充実による波及効果として、様々な事業展開の可能性のあるものと思われま

す。各世代が持つ知識や経験、柔軟な発想を最大限発揮し、活躍できる機会をつくること、それぞれの生きがいややりがいにつなげていくために、現在実施している各種事業の講座等の充実とともに、そのような教育資源の周知や体系づけを図り、若い方々を含む、町民の皆様の学習ニーズを拾い上げながら、ニーズに合った学習環境を提供できるよう検討してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。これまで緊急対策利子等補給事業をはじめ、飲食店への営業継続支援金では一律30万円の支給、その後も50%のプレミアム率での商品券を4回発行し、さらに売上減少率に応じた経営継続支援金など各種経済対策を実施してまいりました。また、事業者の皆様には、感染予防支援金や店舗等感染予防対策リフォーム促進支援事業により、感染予防対策を推進いただいているところであります。

このような中、飲食店の中には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テイクアウトを取り入れているところも見受けられ、飲食店の皆様の努力がうかがえるところであります。

御質問の交通弱者のための宅配支援についてであります。本町においては、平成24年11月より美幌商工会議所が、平成26年6月からは合同会社びほろ宅配・便利サービスプロジェクトが弁当配達を含めた宅配・便利サービスを実施しておりましたが、利用ニーズが少なく、事業として継続が困難であったため、昨年9月に事業を廃止している経過や、北見市、網走市、旭川市などで実施した利用実績を踏まえ、現在のところ、本町においては宅配支援を実施する考えはありませんので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） それでは、順番どおり、大きく1番の美幌社会人大学の導入についてから再質問させていただきます。

まず、答弁の中にありました今年度から予算計上されているということで、ふるさと人材教育事業の具体的な内容について、どのようなことを考えているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 社会教育主幹。

○社会教育主幹（松尾まゆみ君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと人材教育事業といたしましては、1度目の答弁に書かせていただきましたが、美幌町出身の方やゆかりのある方々を例えば講師としてお迎えして、美幌町の町民の方にそれぞれがお持ちの技術等を教えていただくことによって、美幌町の活力をさらに向上させることを目的とさせていただきます。

なお、本年につきましては、コロナ禍の中で、こちらの事業は現時点では実施できていない状況となっております。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） コロナの影響があって、人が集まるのがなかなか難しいというのは重々承知しております。

今回、私の質問の中にあつた提案を分かりやすく言いますと、都会では大企業等が合同の新人研修をいろいろとやっております。

企業に入って、まだ社会人として独り立ちできていない人たち、もしくは、これからまだまだ伸び代のある人たちに、社会とはどういうものなのかを身につけさせる社会人の研修です。

ただ、こういったものを1社でやるとなると、1社の負担もなかなか大変だということで、実は、私も大学卒業後に入社させてもらった会社で、合同の新人研修等を、1年間のカリキュラムを組んで受講させてもらいました。そこで学んだ経験は今も生きていて、当時はこんなことをやって何になるのだろうと思って受けていた部分もあったのですが、今となつては、かなり自分の身になっていると思っています。

何が言いたいかと申しますと、こういったものを学びたいと自主的に参加をするということはもちろん大事だと思いますし、そういったものを応援することはすごく大事かと思うのですが、町内の企業の社員教育を促すものとして行うということも今回の提案には入っています。

いただいた御答弁ですと、自発性のある人が自分の学びたいことを学ぶサポートをしているというふうに私は解釈いたしました。もちろん、それも大切ですが、継続的なカリキュラムを組んで、要は、学ぶ側が自分でも気づかないこと、自分で学びたいものに気づくように学んでもらえる仕組みづくり、これが大切なのではないかと思います。

自分で気づいた範囲というのは、そもそもその改善意欲は持っているということだと思いますので、そうではなく、なるほどな、そういったことをもっと学ぶべきな

のだな、こういったことがあるのだなというものを学べるようなイメージで私は提案、質問をさせていただいたのですけれども、その辺りのお考えはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 今、木村議員からもお話がありましたけれども、私ども教育委員会としまして、様々な事業をやっていますけれども、なかなか参加できない方々の後押しをする、参加しやすくすることが大切だと思っております。

そのようなことを踏まえて、今取り組んでいる事業についても、実際に参加されている方々の意見を聞きながら、どんな方法ができるのかということを検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 美幌町は社会教育で様々な学習機会を持っていますし、本当にたくさんやっていることは存じ上げていますし、美幌町としての魅力でもあると私も感じております。

今、教育長から御答弁いただきましたけれども、参加者を増やすことが課題ということももちろん承知しております。

その上で、例えば企業と連携して、新しく入った新人をみんな集めて、一緒にカリキュラムを組んで、いろいろな人の刺激を受けるという意味で連携できるよう、札幌の大学や近隣の大学と提携してカリキュラムを組んでやっていったらどうかという提案をさせていただいているのですけれども、そういったところに対しての可能性はどう感じますか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいま合同の新人研修というお話がありましたけれども、議員も御承知だと思いますが、現在、美幌商工会議所の青年部が主催して町内企

業の新人研修をされていると伺っております。また、町内では、マナーとかコーチングが得意な方が多数いらっしゃるということもお聞きしております。

さらには、1 回目の御答弁で申し上げましたふるさと人材の関係であります、町内に大学の関係者等も多々おりまして、いろいろなつてがありますので、そのような中でどんなことができるのかということを検討していきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 様々な魅力があって、いろいろな学びをできる機会があるというのは、重々承知しております。

そういったものが点で終わらず、線でつながって、しっかり最終的な着地目標を持って学習できるようにしたら、教育を受ける側、そういった機会を受ける側にとっても、結果的にさらに高まるといいますか、もっと魅力のあるものになっていくのかなと思って、そのような質問をさせていただきました。

今回の私の質問の中に、美幌町の高齢者の輝く機会ということも含めておりますが、もしかしたら、ちょっとずれがあったのかなと思ったので、その確認も含めて再質問をさせていただきます。

美幌町の高齢者が様々な形で楽しめる場、サークル、明和大学だったり、こういったものが充実していることはもちろん存じ上げております。私が今回申し上げている高齢者というのは、私の言葉が悪かったと思うのですが、就業年齢が今は上がってきています。昔でしたら、55 歳定年、60 歳定年というのが、今はもう 60 歳、65 歳定年、もしかしたら 70 歳定年という時代もこれから来るのかなと思ってます。

そういった中で、世代交代の機を逃がすこともこれからさらに考えられるのではな

いかと思っています。仕事を生きがいに会社勤めされていた方だったり、自分で会社を立ち上げて、経営者として誇りを持って、現在70歳を過ぎても経営をやられている方もいらっしゃいます。そういった方々が元気に頑張っているというのは、美幌町の産業にとって本当に大切なことかと思うのですが、そういった方たちがスムーズに世代交代できるような仕組みといえますか、要は、勇退された後に、その人がもっと輝いて自分のやりがいを感じてもらえるポジションを用意する。

要は、誇りを持って、自分はこの町の産業に関わっているというポジションを整えるという意味で、65歳、70歳まで経営者としてやってきて、若い人たちがなかなか感じるできない苦勞をされて仕事に従事してきた方が、次は若い人たちを育成するポジションになって、これから若い人たちに美幌町の社会人、経済人としてもっと育てもらうために、例えば若者育成アドバイザーというような肩書きで若者を指導する立場になっていただく、そういった環境づくりも含めて、高齢者の方に輝いてもらうという提案を含めたのです。

答弁では明和大学に通ったりとか、自分が勉強する生きがいという意味が強かったと思うのですが、今回の提案としては、勇退された方々に若い人たちをもっと育てもらう、自分のやりがいを持ってポジションについてもらう、そういった意味で、経済界にとっても、これからの時代に必要かと思ったのですが、そういうところはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 教育については教育長に委ねていますので、まちづくりという見方から答弁させていただきます。

今回、私が最初に答弁させてもらったのは、高齢になってからもいろいろなことを経験してもらったり、学んでもらったりということを考えていました。

今の視点としては、今まで第一線で働いていて、世代交代をした方が、そのノウハウというか、力を、地域に還元する制度をどうですかということでありまして、そういうことをやっているところは結構あるのです。

美幌ではないですけども、経済界でいろいろ経験された方がこまを持っています。例えば、今、世代交代を町として進めていますので、そういうノウハウを持っている方がいるのであれば、先ほど教育長からあったように、商工会議所が新人研修とかマナー教室をやっているの、そういった中で、経済の経験者、経営者の方で1年のカリキュラムをつくってやるのが一番いいのではないかと私は思うのです。

今まではどちらかというとマナーアップとか新人教育でしたけれども、その中にノウハウを持った方々、例えば、次の世代の人たちに会社の社長を譲った場合に、自分の会社だけではなく皆さんで、そういう中に新人を入れて学んでもらうということは、ほかのところでも例がありますし、ネットでも、どここの会長が講演するということで、有償でそれを見たりもできます。

今までの教育という部分でいけば、皆さんに学んでもらう環境づくりをするということを先ほど教育長が言いました。そして、今回、木村議員が言ったことは、社会で学ばせるというか、そういうつくりをまずは提案して、今度は経験ということでありましたので、そういうことに関しては行政でもいいですけども、そうなると、教育委員会がという概念よりも、社会でということであれば、私は地域の経済人を育てるという観点から捉えれば、商工会議所でやっていただけるのが一番いいのかなと思っています。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 町長から、いろい

ろなことをやっていて、講座もやっている現状もありますので、商工会議所が中心になってやったほうがいいのではないかという答弁をいただきました。

確かに、そういったことを中心になって実行するのは商工会議所が適任かなと思います。ただ、難しいところは、そういうものを開講しています、ただやっています、自由参加で来ませんかという状態だと、結局、参加者の任意で自分の参加したいものに参加するというふうになると思うのです。やはり、こういったことをしっかりやろうとすると、もちろん実施部隊は商工会議所が適任かと思いますが、自治体として、全町を挙げて、意識を持って取り組むべきではないかと私は思うのです。

これは、あまり突っ込むと、しつこくなってしまうので、最後の質問とさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今の御提案のとおり、地域でそういう人たちを育てるというか、今までの教育環境、社会教育、生涯教育という概念からいけば、どちらかというところ、こういう学ぶ機会がありますという中で、そこに参加してもらおうという手法を取ってきたのです。

これからの時代、それだと関わる人が少ないとか、地域を挙げて青年とか人材を育てるということであれば、皆さんと一丸となって、こういうカリキュラムをつくるから、この中で教育委員会が担うもの、商工会議所が担うもの、それから、今回、御質問をいただいた中で、大学との関係もかなり勉強させていただきました。そういう中で、北見工大とか東京農大も一般の方に対していろいろなことを提供していますし、ネットで調べていただきたいのですけれども、ムーク（MOOC）というインターネットで無料で大学の勉強ができるというものも開講しています。そういう中で、自分がしっかりと関わって知識を学んでいける

ということもやっています。

そういう意味では、話が戻りますけれども、地域の皆さんで育てることがいいということであれば、たくさんの手法があると思っています。

教育委員会も、たくさんのメニューがありますので、もし皆さんが望むのであれば、そのきっかけと、実質的には教育長にお願いして、制度設計をした中での役割分担は可能だと思っています。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） それぞれでいいことをいっぱいやっていると思うのです。商工会議所からもセミナーの案内をいただきますし、教育委員会でも様々なことをやっていますし、民生部でもいろいろなことをやっているのですが、それがその人にとっての何になるかというのは、学んでみなければ分からないこともあると思います。

ただ、現状だと、そういったものを受講する町民の方々がばらばらになっていて、どこでこういうものが受けられるのか分からないという部分もあると思います。

ですから、先ほど私が話をしましたとおり、点ではなく、部署の垣根を越えて、本当だったらカリキュラム化して、こういった流れでこれを受講してみませんかとか、最終的にこういうことを目指せますよとか、着地点をもっと分かりやすくして人を育てる、学んでもらうような仕組みができたらという思いでの提案、質問でございました。

それでは、続いて宅配支援についての再質問をさせていただきます。

町長から宅配支援を実施する考えはありませんという御答弁をいただきましたけれども、私もこれで引き下がるわけにはいきませんので、あえて質問をさせていただきます。

御答弁の中に、びほろ宅配・便利サービスプロジェクトのお話がありました。今

回、交通弱者の方、そして飲食店の経済応援を含めたテイクアウトをメインに据えた提案、質問だったのですけれども、このサービスプロジェクトでテイクアウトの配送はやっていなかったのではないかとっております。

その上で、答弁にありましたように、利用ニーズが少ないということでしたが、利用ニーズの判断、そして、北見市、網走市、旭川市の利用実績をどう捉えて実施しないという御答弁をされたのか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（石澤 憲君） まず、1点目の宅配・便利サービスについて、テイクアウト等はなかったのかということでありまして、基本的に、宅配サービスは、ファクス等で注文をして、食材を配達してもらうということであります。

あとは、香典のお届け代行、ゆうパックの依頼の代行、お歳暮の代行といった代行を行う便利サービスという2本立てで実施されておりました。

この中で実績があったかどうかは分かりませんが、やってできないサービスではないかと考えております。そこまで詳しく実績の確認はしてございません。

2点目の北見市、網走市、旭川市の実績でございますが、北見市では、4月27日から5月13日まで、タクシー会社で実施されたようですが、実績はゼロで、これは期間が短かったことがあろうかと思いません。

網走市では、網走ごちそうハイヤーということで、5月8日にスタートされ、9月までの実績として52件の利用があったそうです。

旭川市では、タクDEとれ〜るという事業でございますが、5月27日から11月末日までの6か月間で2,419件、これを美幌町との人口規模で割り返しますと、1か月当たり23件になろうかと思いません。

そういうことで、近隣の市町村の実績を鑑みた場合、どれぐらいの需要があれば成功と言えるのかは定かではありませんけれども、これらの実績を鑑みて、本町においては宅配支援を実施する考えはないという結論に至ったところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） テイクアウトの配送について、今、北見市、網走市、旭川市の利用実績を御答弁いただきましたが、美幌町に割り返すと1か月で23件ということでしたけれども、これが少ないか多いかというのは、判断としてはなかなか難しいかなと思います。

町内でテイクアウトが浸透し始めたのは、去年の夏前ぐらいだったと思います。その上で、テイクアウトの部分だけでは実績確認ができていないと部長はおっしゃいましたけれども、昨年9月に事業を廃止しているということで、これからテイクアウトの宅配が欲しいという時期になかったのではないかと考えられると思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、テイクアウトの実情について部長から説明させていただきました。

今回、私どもスタッフとどういうことで悩んだかということ、単純に御質問にあった飲食店と交通弱者への宅配支援ということだったのです。ですから、やることは否定するものではなくて、やれるのならやってもいいのではないかとというのが私どものスタッフの考え方です。ただ、実際にやるに当たっては、お金がかかるので、どういう施策を選択するか、ここが悩んだところです。木村議員が今回質問されたことに対して、飲食店への支援なのか、交通弱者への支援なのか、宅配という行為によって生じるものの支援なのかということをいろいろ

考えていたわけです。

ですから、宅配を支援するということでは、人口規模よりも、2キロメートルのエリアの中でほとんど収まる美幌で、お店のある中心地から大体1キロメートルぐらいで行ける中で、宅配の支援の仕方をどう考えるのか。

実際に、出前をやっている方がいるので、あえてプラスして宅配料を上乗せするということは、料金設定も含めて、みんな非常に悩みました。

ですから、新型コロナウイルスに関する支援というときに、何をしっかり支援するのかということを確認にして、具体的にブロックごとに支援をしたほうがいいのではないかということだったので、今回、飲食店と交通弱者への宅配支援に対しては、今言ったような実績を考えると、今のところ、施策としての実施は難しいということです。

御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今の答弁では、どのように使ってもらおうかということと、料金ということも課題になってくるところなのかと思いました。

私が宅配・便利サービスプロジェクトに確認させてもらったところ、買物代行とか便利サービスとしてのニーズはあったと考えています。ただし、利用料金が1回400円ということで、その収益を原資にサービスをしていたわけですが、車も維持して、人件費もということを考えると、単純に1日20件受けて、それを20日やったとしても、16万円くらいですから、収益事業としてやるのはなかなか難しいと思います。

私は、今回、交通弱者に対しての宅配支援ということで質問させていただきましたが、それが結果的に経済対策にもなると考えています。それは、飲食店に対してもそ

うだし、宅配を受けてくれるタクシーや運転代行業者をイメージして、今回質問をさせていただいたのですけれども、そういったところに対しての経済対策にもなるといふ多角的な効果はあるかもしれませんが、基本的には、まずは交通弱者の方々にそういったサービスを利用して、リフレッシュしてもらおうということを考えました。あとは、怖くて買物に行けないという声もありますので、そういった意味でいけば福祉的な要素が強いかと思います。

そういう意味で、交通弱者へのテイクアウトの宅配支援を提案させていただいたのですけれども、もう一度、考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

◎日程第40 一般質問

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、施策の検討においては、交通弱者と言われる方がどれだけ宅配を利用するか、自分が出かけるとなると、また考え方が変わってくるのです。

今、木村議員が、ニーズはあったと言われました。ただ、現実にはニーズはあったとしても、1日20件、仮に400円としましたら、25日間やったら20万円の計算にはなるので、20件くらいのニー

ズがあればという話だと思うのですけれども、私は、美幌ではそこまではなかなか難しいと思っているのです。

ですから、20件ありますというのであれば施策として成り立つと思うのですけれども、今回、特に新型コロナウイルスにおいてということであれば、何度も繰り返しますけれども、その相手方が誰になるかということから、もうちょっと別なもので、福祉と経済の支援として、タクシーチケットを渡すとか、そのように的を絞って施策としてやったほうがいいのではないかとということで、今回の結論に至りました。

要は、交通弱者であれば福祉的要素はあるし、飲食店支援であればほかにまた考えられるし、交通事業者、タクシーとか運転代行の人たちを助けるのであればいろいろあると思います。そのことで波及する広がりもあることは、私どもで協議したときにも認めていました。

ですから、その辺のすみ分けをしないと、400円を払ってまでというニーズを私は導き出せなかったのが事実です。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 町長の答弁の交通弱者への対応のところは、なるほどなと思いつながりながら聞かせていただきました。

一つ訂正したいのは、私が1回400円で1日20件という話をしたのは、収益としての話です。1日20件受けたとしても、単独でサービスを担おうとするとなかなか厳しいという意味で1日20件という数字を出させてもらいました。

ですから、美幌として1日20件のニーズがあるという意味ではなかったということだけは御理解いただきたいと思います。

今、町長から、テイクアウトの宅配支援では、ニーズがそこまでないのではないかと。それであれば、福祉的にタクシーチケットを配付するようなことを検討したほう

がいいのではないかとという御意見だったと思います。

もちろん、交通弱者で、外に出て行きたいけれども足がないという方は、タクシーを使えるようにというところは的を射ているので、もちろんそういったところも検討していただきたいと思うのですが、私がいろいろと活動する中で耳にする声は、こういった状況なので、持病を持っているからそもそも外に出ることができない、できれば買物も本当は行きたくないというものです。プレミアム商品券を販売していましたが、50%のプレミアム分がつくというのは、すごく魅力的だし、買いたいとは思っていたけれども、それを買おうと思っても、お店に買いに行くことができない。テイクアウトをお願いしたいけれども、テイクアウトを提供しているお店側は、人が足りていないから宅配はできませんとか、御夫婦2人の注文の量では宅配ができないとか、そういった声がある。

ですから、どこに重点を置くかということとていくと難しいですけれども、福祉的な意味もちろんあるし、経済応援という部分でもあるという意味だったのです。

外に出たい人に対しての足の確保ということで、福祉の面でタクシーチケットの配付を検討することももちろん大事かと思いますが、外に出たいけれどもではなくて、外に出るのが怖いという人に対しての交通弱者の支援という意味で、もう一度お尋ねします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、コロナにより、外に出るのは怖いけれども、飲食や買物もあつたりといったときに、それを誰がやるのかということです。

まず、自分が外に出ることが一つです。交通弱者という意味でいけば、本人が出るためにはどうしようかということです。もう一つは、今言われましたが、外には出たくないといったときに、誰がそれを

代行するかということを考えなければいけない。そうなったときに、新たな事業をする事業者がいたときに、先ほど言ったような、数が確保できなかったら成り立たないから、補助をして成り立たせるようにするという提案であったと思うのですけれども、それを施策としてやるには、ちょっと無理があるというのが正直な気持ちです。

私が気になっているのは、最初に言ったように、自分で努力して出前をしている人もいるし、小売店も頼まれたら、電球1個でも持って行って、そのことが次の仕事につながるということでやっている方々が実際にいるわけです。ですから、誰が持っていくかという話になれば、お店の人たちが何とかやらない限り販路は広がらないと思っています。

ただ、弱者に対してどうするかということは、先ほど言ったように、自ら出向きたくてもできない場合はどうするかという方法は、またいろいろ考えられると思います。

この違いを整理して物を進めなければ難しいと思いますし、施策としてこういう方法がいいというのは、今の段階ではお話しできる状況ではないと思います。

○議長（大原 昇君） 5 番木村利昭さん。

○5 番（木村利昭君） 分かりました。

これで最後にさせていただきたいと思いますが、今、施策として行うには無理があり、本来誰がやるべきなのかという課題もあるという町長の答弁であったと思います。

ただ、交通弱者の方で、実際にコロナの影響で困っている人たちがいるのが実情です。そこは捉えていただいていると思いますし、私はそこを強く訴えたいと思っています。

先ほど町長から、福祉的な面で別の形を考えるというお話がありました。それは、今回のコロナ対策としてなのか、その後も

継続的なのか分かりませんが、交通弱者の方に向けた対策は何か御検討いただいているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、私どものスタッフでいろいろ検討している中には、小売も含めた飲食店の支援という一つの考え方と、交通事業者、代行とかタクシーは人が乗っていないということで、そういう方々をどうしようかということと、交通弱者にということです。この交通弱者にというのは、動く足がないということに対してはいろいろ協議しているのですけれども、今、こういう形で整理しつつあるという状況にあります。

ただ、今、木村議員に言っていただいたことは真摯に受け止めて、これを何とか実現できないだろうかということで、検討を続けているのは事実です。ですから、今日、いろいろと御意見、御質問をしていただいたその切り口をしっかり受け止めた中で、再度整理をさせていただきたいと思います。

きちんとしたお答えになっていませんけれども、お許しいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、5 番木村利昭さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、16 時 20 分といたします。

午後 4 時 10 分 休憩

午後 4 時 20 分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君）〔登壇〕 私からは、さきに通告しております大きく 2 点について質問をさせていただきたいと思います。

まず、図書館運営についてから質問させ

ていただきます。

ブックシャワーの導入について。

全国的に新型コロナウイルス感染症が広がり、北海道でも対策を講じてきましたが、いまだ終息が見えない状況にあります。

このような中、巣籠もり生活が増え、読書をして過ごしている人も増えております。しかし、図書館や学校図書など、多数の方が接触する本を触りたくないという方がいらっしゃるのも現状です。

図書館では、保護シートをかけ、除菌をしていることも承知しておりますが、職員の作業負担軽減のためにも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、図書館及び学校に、紫外線照射で図書を殺菌する装置、ブックシャワーの導入の計画があるか伺いいたします。

次に、デジタル図書の導入についてであります。

昨年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、約1か月間、ほかの公共施設同様に図書館も休館となり、公共図書館としての役割が十分果たせない状況にありました。また、新しい生活様式への変化により、図書館運営についても、非接触型のサービスを充実させ、これまでの滞在を前提とした機能の見直しが必要かと思われま

す。全国的にも導入が進められているデジタル図書は、新しい図書館としてサービス向上につながると思います。パソコンやスマートフォンがないと読めないのも事実としてありますが、ICT教育により、1人1台のタブレットが貸与されることを踏まえ、今後、デジタル図書導入への考えがあるか伺いいたします。

続きまして、選挙投票所について質問させていただきます。

新しい生活様式に対応した投票所の在り方について。

全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大する中、3密を避けるなど、新しい生活

様式の実践が求められており、今後の選挙においても様々な影響を及ぼすと考えられます。

全国的に投票率の低下が叫ばれる中、美幌町も例外ではなく、投票率が低下しており、国政選挙になれば、さらに投票率は低下傾向にあります。有権者の皆様からの御要望として、3密を防ぐためにも、期日前投票所がもっと家のそばにあれば利用しやすいなどの御意見をいただいております。現在、庁舎で実施している期日前投票所の分散も、今後検討すべきと考えます。

また、期日前投票率は毎回上昇している現状も踏まえて、今後の選挙執行における美幌町の新型コロナウイルス感染症対策を含め、期日前投票所の増設等、投票所の在り方の考えをお伺いいたします。

次に、個人で記載したメモの持込みについて。

少子高齢化の進展に伴い、今後は高齢者が投票しやすい環境づくりと配慮が必要になると考えます。高齢者の中には、視力が弱まっている方や、雰囲気緊張し、誰に投票するかを忘れてしまう場合もあるとお聞きします。また、国政選挙になると、比例区と選挙区があり混同してしまう、文字が小さ過ぎて分かりづらく、白票を投じたということもあると伺っております。

については、個人で記載したメモや法定ビラの持込みの可否について伺いいたします。

以上、大きく2項目、よろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 藤原議員の1、図書館運営についての御質問にお答えいたします。

初めに、書籍消毒機ブックシャワーの導入計画についてお答えいたします。

ブックシャワーは、装置にセットした本に風を当てて、ごみやほこりを取り除き、紫外線を照射してウイルスや雑菌を消毒

し、消臭剤により脱臭するという書籍消毒機であります。

美幌町図書館におきましては、図書の返却時に目立つ汚れやごみ等を確認するとともに、消毒液により本の表面の汚れを拭き取るなど、清潔な本を提供するよう心がけているところであります。

書籍消毒機の導入については、現段階では具体的な計画はございませんが、利用者の安心と衛生的な図書を提供することを念頭に置きながら、道内の図書館の導入状況等を含め、調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、デジタル図書の導入についてお答えいたします。

デジタル図書は、専門業者と契約し、デジタル図書を利用者に一定期間貸し出すもので、図書館へ行かなくても書籍を借りることができ、また、時間を気にせず利用が可能であるなどのメリットがあります。

加えて、デジタル図書を活用することで、ふだん本に興味を持っていない児童生徒が、本に触れるきっかけとなることも期待できます。

また、システム利用には、毎年、一定程度の経費が必要となるとともに、場合によっては、デジタル図書が紙の書籍より値段が高くなることや、図書館の来館者が減ってしまう懸念や、契約期間終了後は書籍を読むことができないなどの課題もございます。

御質問のデジタル図書導入の考えにつきましては、デジタル図書のメリットや課題などを研究し、導入の可能性について検討してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも感染予防を図りながら、町民の皆様が安心して利用していただき、図書に親しんでいただける環境整備に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、お答え申し上げました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（松本光伸君）
〔登壇〕 質問にお答えいたします。

1点目の新しい生活様式に対応した投票所の在り方についてですが、本町においては、コロナ禍の中での選挙は現在まで執行されておりましたが、本年は、10月21日に任期満了となる衆議院議員選挙が行われる予定であります。

議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式の中で3密を避けることが大変重要であると言われております。選挙執行時にも、各投票所、開票所においても十分な感染症対策を行い、選挙の執行に努めるため、令和3年度に関連予算を計上しているところであります。

御質問の新型コロナウイルス感染症対策を含め、期日前投票所の増設等、投票所の在り方のうち、投票所につきましては、昨年11月以降、関係自治会に対し、現在使用している投票所施設が狭く、投票の準備や運営、撤収などに支障が生じたり、駐車スペースが十分でない投票所があることから、より効率的な選挙の管理執行と投票所の運営、投票環境の整備による投票率の向上のため、投票区及び投票所の見直しを提案させていただいております。

この見直しにより、市街地区では、6投票区6投票所から5投票区5投票所になり、投票所として使用する施設も、しゃきっとプラザや学校などの公共施設だけとなることから、3密が避けられる投票所スペースの確保が可能と考えております。

また、投票所の減少により生じる人員を、投票所内の消毒作業など感染症対策を行うための人員として配置することが可能となります。

期日前投票所につきましては、平成31

年の町長選挙における期日前投票の状況は、投票総数1万1,509人に対し、期日前投票者数3,662人、31.82%を占めており、平成15年の制度導入以降、その率は上昇しており、今後も上昇するものと考えられます。

このような状況から、現在の期日前投票所が役場1か所であり、御指摘のとおり3密になることが懸念されますが、投票区及び投票所の見直しにより、投票所までの距離が遠くなる一部地域には、臨時期日前投票所を設置することとしております。

この臨時期日前投票所は、地域の方に限らず、選挙人であればどなたでも投票することが可能で、今までの役場の期日前投票所に来られていた方が、臨時期日前投票所を利用することにより、役場の期日前投票所への集中が軽減されるものと考えております。また、期日前投票所での投票者数が増えることにより、当日の投票所における3密の回避にもつながるものと考えております。

なお、先ほども述べました投票区及び投票所の見直しは、関係する全自治会から了承をいただいている状況ではないこと、また、見直しの実施は、町民の皆様への周知期間も考慮し、令和3年9月1日以降の選挙からとしておりますので、それ以前に選挙が執行された場合も、現状の投票環境の中で、3密の回避をはじめ、消毒作業など新型コロナウイルス感染症対策を徹底することとなります。

次に、2点目の個人で記載したメモ等の持込みについてですが、選挙人が備忘録としてのメモの持込みや、自分が投票しようとする候補者名を確認するための選挙運動用ビラを持ち込むことはできます。

しかし、メモとして必要以上に大きい紙に書いたものや、選挙運動ビラが投票所にいる他の人に見えるような場合は、持ち込んだ人の投票行為、どの候補者に政党に投票したのか、これを公表しているとみなさ

れ、また、候補者名などを掲げて選挙運動をしているとみなされるおそれもあり、その場合は、公職選挙法に抵触することもありますので、御注意いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） それでは、再質問させていただきたいと思います。

再質問の順番を変えさせていただきまして、選挙投票所についてから何点か再質問させていただきたいと思います。

ただいま、選挙管理委員会委員長より答弁をいただき、今まで疑問に思っていたことなど、町民の皆様にも分かりやすく説明をしていただきました。また、3密回避対策は、今後、町民を守るために大事な対策でもあります。

その上で、今後、選挙運営については、コロナ対策も考えながら、安全な投票所の在り方がより一層望まれるというところがあります。十分な感染対策を行い、選挙執行に努めるために関連予算を計上しているということですが、予算審議の前にお尋ねしますが、具体的な感染予防対策というのはどのような形で行おうとされているのか、分かる範囲でお教えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（立花良行君） 感染症対策を具体的にという御質問でございますけれども、美幌町としましては、まだコロナ禍の中で選挙をしていませんので、他自治体において実施している新型コロナウイルス感染症対策を参考にしたり、東京都あるいは北海道からも対策マニュアルが出ておりますので、それを参考にしながら美幌町としてもマニュアルを作成しているところであります。

具体的には、3密を回避するというこ

では、皆様も御承知のとおり、スペースを空けるということを選挙投票所設営のときにはしていくことになります。また、記載台、あるいは出入口など手の触れるところの消毒を1時間に1回程度はしたいと考えております。

現在購入を予定している消毒液は、耐久性があるものということで、データとしては1回消毒をすれば24時間程度はもつものを予算計上しているところでありますが、念のために1時間に1回程度は消毒作業をしていきたいと思っております。

また、記載台につきましても、現在、場所によっては狭い投票所で混み合うということもあるかと思いますが、見直し等がうまく進みましたら、そういうところから余る投票台も活用しながら、投票台の台数は増えるけれども、スペースを取れるように一つ置きに記載できるような形にして、注意喚起を促しながら実施していくことを考えております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） コロナの3密対策の部分で、今後の消毒などのお話が種々ありましたけれども、懸念されるのが選挙立会人であると思うのです。

立会人の方は、朝7時から夜8時までずっと座っているので、感染リスクが一番高いと思うのですけれども、今後、立会人を交代制にするとか、半日ごとに立会人を替えるとか、そういう計画がないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（立花良行君） 議員お尋ねの件でありますけれども、公職選挙法が改正になりまして、立会人の交代制が認められております。ただ、美幌町の条例ではその辺の設定はしていない状況なので、すぐに実行するということは現段階で

はできない状況になっております。

ただ、実際に立会人をされた方から、非常に長時間の拘束になって大変であるというお話も聞いておりますので、今後におきましては、なるべく早い機会にそういったことを解消できるような、交代制が取れるような形にはしていきたいと考えております。

元気だから朝から晩までやるよという方がもしいらっしゃれば、それはそれで一日という扱いができるということで、どちらでもできるという形を考えながらやっていきたいと思っています。

現状では、長時間座っていただくということで、先ほど説明が漏れましたけれども、間隔を空けて座っていただくことや、換気をし、休憩を取ってリラックスしていただくということも当然含めながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 先ほど、筆記用具などの消毒と言われていたので、安心はするのですが、今後、有権者の中に、人が触った鉛筆を持ちたくないという方がおられた場合、自分の筆記用具を使うということも視野に入れていくべきだと思うのですが、この持参の考えについてどうでしょうか。考えを教えてください。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（立花良行君） 筆記用具につきまして、現段階で選挙管理委員会では、使い捨て式の鉛筆を用意する予定でおります。

そうはいいましても、今までは置いてある鉛筆を次の人も使うという使い方をしておりますので、今の質問のとおり、前に使った人がといった受け止めをされる方もいらっしゃると思います。一応、今回のコロ

ナ対策マニュアルの中では、選挙人の方に対して持込みはいいですという御案内をホームページやラインなどでお知らせする形を今のところは考えております。

ただ、そこでボールペンを持ってこられると、後々でやり直しも利かなくなってしまうので、そういうところも併せて周知をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 次に、期日前投票について質問させていただきたいと思います。

私も、美幌町の選挙について、過去の国政選挙を含め、投票率と期日前投票を調べさせていただきました。

平成 28 年の参議院議員選挙のときは、美幌町の投票率が 58.3% で、そのときの有権者数から期日前投票数を割り返すと 19% でありました。投票者数の比率でいけば 32.6% で、半数以上の方が期日前投票をしております。

また、先ほど言われておりました 2 年前の町長・町議選挙の投票率は 73.98% で、期日前投票率は 22.14%、これを投票率で割り返せば 31.82% というところで、美幌町でも期日前投票の割合は平均しても 32% 台という高い率であることがうかがえます。

入場券がはがきになり裏書きに署名するなど、期日前投票をしやすくなったということがありますが、私が質問しましたように、期日前投票所が今までは庁舎の 1 か所しかなくて不便を感じている人が多くおられるのも現状であります。

その中で、答弁にもありました臨時の期日前投票所を設置するということですが、どのような方法で期日前投票をされようとしているのか、分かる範囲で結構ですので、お教えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事

務局長。

○選挙管理委員会事務局長（立花良行君） 御質問の 3 密を避けるために、期日前投票所について、具体的には場所ということだと思っておりますけれども、どのように増設を考えているのかということですが、現在、市街地でいけば 6 投票区 6 投票所が 5 になるということで、具体的に申しますと、みなみまち集会室とひまわり保育園を廃止させていただくことになります。新たにしゃきっとプラザに設けるのですが、それには投票区の区割りの変更になってきます。そういうことをした中で 5 投票区になります。

ただ、そうなると、みなみまち集会室の方々の中で、さらに南に住んでいる美富団地とか野崎団地の方々は距離が非常に遠くなります。現段階で自治会とも協議している中では、美富集会室をまず考えたいと思っております。

また、御質問の 3 密回避ということで考えれば、これも教育委員会とはまだ御相談していないのですが、町民会館も候補として考えている状況であります。

その他、高齢者がいて、投票所まで遠くなると大変だという御要望もありますので、適切な場所があれば、臨時の期日前投票所は検討していきたいと思っています。

これは誤解があると困りますので、若干説明をさせていただきたいのですが、期日前投票所は、役場は期間中はずっと開いていますけれども、臨時ということですから、その期間ではなくて、この日の何時から何時までという短い時間の期日前投票所となりますので、誤解のないようにしていただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 今の説明では、短時間的に期日前投票所を設けるということで、狂犬病予防注射みたいな考え方でいい

のですか。例えば、この自治会は何時から何時まで投票所を開けますとか、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（立花良行君） 美富を例に取りますと、今の段階の予定としては朝10時から夕方4時もしくは5時までということで、町長・町議選挙については、期間が4日間しかないので、1日ぐらいしか設けられないと思います。ただ、国政選挙になると、期間が非常に長いですから、2日程度は設置することが可能かなと現段階では考えております。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 以前、事務局長にも御相談したことがあるのですが、全国的には、バスとかハイエースを利用して、臨時期日前投票をしている自治体も見受けられます。今後、そういうことを視野に入れての検討の考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（立花良行君） 議員に御指摘いただく前に、我々事務局としても臨時期日前投票所、それは投票率を向上させようということで、ここ数年、相談をしてきた経過があります。

その中で、各自治体の状況を調べさせていただくと、今言われたとおりの取組をして、投票率の向上、あるいは利便性の向上につながっているという実態も承知しております。

ただ、美幌町としてそれをやるとなっても、今、そういう車両がありません。仮にレンタルでとなっても、その期間、例えばハイエースといったクラスの車を借りなければいけないことになりますので、非常に高い金額がつきます。

また、バスということであれば、今、美

幌町にあるマイクロバスのような床の高いものではなくて、低床バスでなければ選挙人の方が中で行動するのがなかなか難しいということもありまして、バスについては、まず無理だと思っています。

車については、何かの機会に美幌町でそういった車をもし調達することがあれば、検討は可能かと思うのですが、そのために選挙管理委員会が発議してということは難しいと考えております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 今後、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えない中で選挙を行っていくわけであります。

先ほど、6投票区から5投票区に変更になるというお話がありました。まだ、返答が来ていなくて、これを実施するのは9月1日からというお話がありましたけれども、もし検討が早期に決まって、いいですよという返事が来たら、9月1日の執行を早めるという考えはどのようなのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（立花良行君） 議員御承知のとおり、今年はオリンピックもあるということで、私どももいつ選挙があるかということにをにらみながら、見直し作業などを行っている最中です。

昨年末ぐらいから、恐らくオリンピック後ではないかということで、9月1日から見直しでも間に合うのではないかと現段階では考えております。6区から5区になる市街地部分についてはほぼ間違いない状況で、今、併せて農村地区も声かけをしているのですが、農村地区ではこういった状況で会合や役員会などをなかなか持てないということで、そちらが今遅れている状態になっております。

ですから、市街地については、ほぼ答弁のとおり進むのは間違いないのです。時期

については、広報の折り込みなどを利用して周知するのですけれども、やはり混乱が予想されますので、それより早い時期というのは難しいと思っております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 選挙については、有権者の方がより安全に投票できるような環境づくりを今後とも進めていただければと思います。

メモの持込みについては、明確に御答弁をいただきました。視力が低下して見えづらい、持込みができないのかという方から御意見をいただいての質問に対して、明確にお答えいただきました。今後、新しい選挙というか、有権者が行きやすい、投票率が上がるような環境づくりを進めていただければと思います。

選挙管理委員会についての質問は、これで終わりたいと思います。

次に、図書館について再質問させていただきたいと思います。

ブックシャワーの導入について再質問いたします。

今回提出された予算参考資料の図書館貸出し状況は、年間 12 万 1 8 5 冊借りられていることになります。内訳は、児童書が 5 万 2, 8 5 8 冊、一般が 6 万 7, 3 2 7 冊という数字が出されております。

団体貸出しで見れば、美幌小学校で 4, 5 8 4 冊、東陽小学校で 4, 3 1 5 冊、旭小学校で 3, 4 3 7 冊、美幌中学校で 2, 2 1 0 冊、北中学校で 1, 1 5 5 冊とありました。

答弁では、図書館返却時に目立つごみを確認するとともに、消毒液で本の表面の汚れを拭き取るとあります。今回提示されました 12 万 1 8 5 冊の本を全部チェックして、拭き取り作業をされたという理解でよろしいのか、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの御質問に御答弁いたします。

図書の返却につきましては、全て確認をして、消毒液で拭き取りを行っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 全冊確認されたということですが、その本を一冊一冊チェックして拭き取るのにどれぐらいの時間がかかっているのかは把握されているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 返却を受けた後の拭き取りと確認で 1 冊当たりどれぐらいの時間がかかっているのかということは確認しておりませんが、現在、図書館の職員が対応して、そのことで時間外の勤務をしているということはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 平成 27 年 6 月に私の前任の中嶋元議員もブックシャワー導入について質問しておりました。そのときの 1 回目の答弁も今回とほぼ同じような内容でありました。

変わったのは、本の表面は、そのときはアルカリイオン洗浄水で拭き取っているというのが消毒液に変わったぐらいで、ほぼ同じような内容に感じられます。

その中でも、当時の教育長、現平野町長は、導入の経費や設置場所、ランニングコストのほか、図書への影響、導入効果など、ほかの市町村の状況を見ながら調査研究をしてまいりたいとの答弁でした。

今回も、道内の図書館の導入状況を含めて調査研究を進めてまいりたいと考えておりますとの答弁であります。

では、あと何年間この調査研究をすれば導入されるのでしょうか。調査は既に完了していてもいいはずではないかと思ってお

ります。今年で約6年経過しております。いつまでに調査研究を済ませるのか、これは年内なのか、半年なのか、3か月なのか、1か月なのか、あしたなのか分かりませんけれども、その辺を明確にお答えいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） これまでも、ブックシャワーについて一般質問をいただいていることは、当然、私も承知しております。そのときに、前任教育長からは、あったほうがいいということは同感であるが、導入を優先するかを考えたときはどうなのかという答えがあったことも承知しています。

これに関しては私も全く同感で、あればいいなというところは実感しておりますけれども、これを他の事業に優先して導入するかというのは、何とも判断がつかないところでございます。

答弁を申し上げましたとおり、これにつきましては、いつまで検討するのだという御意見もあろうかと思っておりますけれども、将来的に図書館の改築も検討している状況でございますので、それらと併せて、さらにどのような方法がいいかということを引き続き検討させていただければと思います。

また、その時期については、明確にいつまでということは申し上げられませんが、そうそう時間をかけずに考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 今回の調査ですけれども、図書館に従事されている方は、ブックシャワーの導入についてどのような反応だったのかというのは聞き取りをされているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ブックシャワーの関係は、昨年の春先ぐらいからコロナの

問題がございました。そのときに、ブックシャワーはどうなのだというお話もさせていただきましたけれども、現場の意見としましては、これがコロナに有効だという確たるものはないというお話でありました。

そのような中で、大変だけれども、消毒液で一冊一冊拭き取りすることに理解いただいて、今、実施している状況でございます。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 平成27年の再質問の最後で、当時の教育長、現平野町長は、幼児とか子供たちのことを考えれば、図書館だけではなく、本を扱うところ、学校など、きちんと全体で考えていかなければいけないと私は思っておりますということでした。そのときに、皆様の税金を投入してそういうものを行政としてやるべきかを考えた中で、進める必要があると考えておりますと力強く答弁されております。

今、教育長も同じように、いいものだという認識はあるけれども、まだ踏み切れない、図書館を新しくしたときに併せて導入を考えていきたいというお話でありました。

今回は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が活用できるのです。町税などを使わなくても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に使えるのに、どうしてためらう必要があるのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 図書館の新型コロナウイルス感染症対策の関係でございますが、図書館におきましては、日本図書館協会におきます図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを基本として実施をしているところでございます。

その図書館協会の保存委員会で、紫外線の有効性について確認をしているところですが、紫外線の新型コロナウイルスへの効果はまだ立証されていない状況でございます。

また、今回、ブックシャワーの件でメーカー２件に確認したところですが、メーカーとしても、新型コロナウイルスに効果があるという実験データはないという回答をいただいておりますので、今回は導入しないということで、引き続き検討していきたいということでございます。

それと併せまして、紫外線の照射が図書、紙の劣化に悪影響があるということもございますので、その辺も含めて検討していきたいと考えているところでございます。

あわせて、コロナの感染症対策は、一冊一冊丁寧に拭き取りをしていくのが間違いない方法だと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 交付金の関係でございますが、議会の皆様と意見交換等をした経過を承知しておりますが、現在、経済における打撃が大きい業種とか、そういった方々が多数おられますので、どこを優先すべきかと考えた中では、やはり交付金をこれに充てることについては、現在、担当部局としては考えていないということを御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） ９番藤原公一さん。

○９番（藤原公一君） 今、教育長から、どこを優先すべきかというお話をいただいたので、１点だけ言わせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用に、加工用バレイショコントラクターの導入の交付金２，８００万円があります。この支援の目的を読ませていただくと、収穫選別作業における労働の軽

減及び感染リスクの低減、農業経営の安定を図る目的で交付金２，８００万円を支援しております。このバレイショコントラクターに関わる人員は何人いるのでしょうか。町長は、このコントラクターに関わる人員を御存じでしょうか。

図書館は乳幼児から高齢者まで全町民が利用可能な施設ですし、コントラクターは野外で感染リスクは低いはずであるのに対して、図書館というのは、屋内で、換気が悪いと感染リスクはすごく高いはずです。

労働者の軽減をコントラクターで図るのであれば、先ほど聞きました職員が本を拭く時間の軽減なり、町民を守るという部分でいけば、先ほど効果がないという話がありましたけれども、平成２７年の質問で、インフルエンザには効果があるというデータはあるはずです。

コロナには関係なくても、コロナが終息したときにインフルエンザという観点を含めると、このブックシャワーの導入というのは、すごく魅力的なもので、導入をすべきではないかと思うのです。

先ほどのコントラクターと図書館職員の比較ではありませんけれども、教育長として、加工用バレイショの収穫選別作業に従事している人と図書館職員のどちらが感染リスクが高いと思われますか。

そして、これを導入すべきではないということが言えるのかどうか、返答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） まず、加工用バレイショの件につきましては、私は御意見を申し上げる立場にないということは御理解いただきたいと思います。

図書館の関係でございますが、ブックシャワーにつきましては、仮に導入した場合におきましても、拭くという作業からは逃れられないと思っております。

また、感染症対策であります。これは図書館に限らず、公共施設全て同様に、３

密を回避するとか、感染リスクを少しでも下げるような対応をしております。

そのような中で、どちらがどうかという話は難しいと思いますけれども、図書館につきましては、当然、職員を守るということは念頭に置いて業務を進めておりますので、そのことは御理解いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 先ほど町長は、町政執行方針の冒頭でも、新型コロナウイルス感染症から町民の皆様の命と暮らしを守るために、私自身が闘い、最前線に立ち、この難局を乗り越えていけるように全身全霊を傾注してまいる所存でありますと言われました。また、ウィズコロナ社会に対応するために必要な対策を推進していきますと述べられております。

また、学校図書館においても、児童生徒の読書センターであり、学習・情報センターでもあります。蔵書の充実、書籍の管理、書架の整備に関する経費を予算計上し、学校図書館としての機能の充実を図りますと言われております。

町長が教育長時代にも調査研究していますと言われておりましたけれども、町長もこの導入について、まだ賛成されないのかどうか、町長に答弁を求めます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 考え方については、教育長が答弁をしたとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） ブックシャワーに関しては、導入の見込みがあるのかどうか不安になるのですけれども、今後、図書館を新設するときに、以前質問しました読書通帳も含めて、図書館運営について検討いただけるようお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、コロナウイルスにはあまり効果がないという話ではありますけれども、インフルエンザには絶対に効果があると思いますので、このブックシャワーに関しては強く要望して、終わりたいと思います。

最後に、デジタル図書について再質問させていただきます。

答弁でもデジタル図書のメリットを述べられておりますけれども、デジタル図書の最大のメリットは、当然ですが、本が傷まないということです。これは、紙が傷まないと言ったほうがいいのでしょうか。また、人と接触しなくていいということと、文字の大きさが変えられる、また、音声変換ができるなどというメリットもあります。

今はコロナ禍であります。答弁では、図書館の来館者が減ってしまう懸念があるとおっしゃってございましたけれども、図書館に来館していただくだけが図書館の役割ではないと思います。利用者を守るのも図書館の大事な役目だと私は思いますが、教育長のお考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） デジタル図書の関係でございますが、議員御承知のとおり、今、小中学生に対して、GIGAスクール構想ということで、デジタル教材を入れている状況でありますので、これはある意味で時代の趨勢だと思っているところでございます。

こちらにつきましては、議員がおっしゃるように、新型コロナ交付金の対象となっていて、コロナ禍における新たな読書環境の整備ということでは合致していると思っております。

また、こちらでネックとなりますのは、答弁で申し上げました費用の関係とか契約期間終了後の問題等々ございます。こちらにつきましても、単独で導入するか、よそ

の市町村と一緒にやっていくか、選択肢も多々ございます。これにつきましても、ブックシャワーではございませんが、今後、図書館の改築等々と絡めた中で、今年、図書館の整備検討委員会等の立ち上げも予定しておりますので、そういった中でも御意見をいただきながら、どのような方法があるのか、これについても調査研究させていただければと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 私は、令和元年 12 月の定例会で図書館の時間延長の質問をさせていただきました。そのときに、教育長からは、人員配置と費用の面がネックであるということで、時間延長に慎重な答弁でありました。

デジタル図書のメリットの一つに、利用者が好きな時間に借りられて、貸出期間が終了すると自動的に返却されるということもあります。つまり、借りた人の返却の手間がなくなるというメリットがあるのも御存じだと思います。

先ほどの話ではないですけれども、図書館の時間延長を考えなくてもいいというふうに私は思うのです。何より、職員の作業手間、先ほど拭き取り作業をしなければいけないという部分も出ておりましたけれども、職員の作業手間がなくなるというメリットもあると思います。

デジタル図書を活用すれば、先ほど教育長も言われたように、児童生徒が本に触れるきっかけになるという期待もできると答弁もありました。GIGAスクール構想が始まって、1 人 1 台タブレットを与えていただける環境を考えると、デジタル図書というのは大変有効に使えるものだと思います。

今後、児童図書だけでもデジタル図書にする導入計画がないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） デジタル図書の関係でございますが、議員のお話の中にもありましたように、メリットとデメリットがございます。

メリットにつきましては、図書館に行かなくても、いつでも家や職場で利用できるとか、同じ本を同時に多くの方々が利用できる、紙の本のように劣化しない、貸出業務や管理業務が省力化されるというメリットもある一方で、現在、電子書籍の状況からいきますと、内容が不十分だということと、書籍の数がまだ少ないということがございます。さらには、読むための機器やソフトが必要であり、契約期間が終了すると読めないということで、まだ発展途上にあり、これから改良されていくと考えているところでございます。

このようなことを踏まえて、調査研究しながら、技術の進歩も両にらみで考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 再度、メリットの話をさせていただきたいと思うのですけれども、デジタル図書というのは、視覚障がい者には大変有効であると思います。音声対応されていたり、視力の弱い方には文字が拡大できるというのはすごくメリットになると思います。本の選択の幅も広がり、何らかの障がいをお持ちの方も本に触れていただけるチャンスがデジタル図書にはあると思います。

先ほどの教育行政執行方針で教育長は、図書館活動の推進には、乳幼児から小中学校まで一貫した読書活動の推進につながるよう取り組んでまいりますというお話もされております。さらに、町民の皆様の知識と教養を広めるためのサービスの充実を図るとともに、図書館活動の積極的な情報発信に努めてまいりますとも言われておりま

す。

デジタル図書館は、まさに新しい図書館のスタイルにふさわしいと思いますけれども、教育長の認識は答弁にあったとおり、本に触れるきっかけになることも期待できますということだと思います。読書離れを防ぐ有効な手段でもあると思いますけれども、教育長の認識は変わらないのかということだけ、再度聞きたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 確かに、デジタルはこれからの時代の趨勢になっていくと思いますけれども、その一方で、紙の図書の持つよさというものも必ずあると考えております。

そのような中で、いいところ取りではないですけれども、それぞれのいいところを活用しながら、町民の学習環境に資していければと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 最後の質問にしたいと思うのですが、美幌町教育委員会で行っているユーチューブチャンネルを私も何回か見ておりますが、図書館でやっている読み聞かせを、ユーチューブチャンネルで配信することは今後検討されないのかどうかだけ、お願いします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 他の社会教育事業と同様に、手法としては可能だと思いますので、検討していきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） 9 番藤原公一さん。

○9 番（藤原公一君） 災害時とかで、子供たちの読む本がないときに、携帯電話等でユーチューブチャンネルを見て、そこで絵本の読み聞かせがあれば、暇潰しと言ったらおかしいですけれども、子供たちが飽きずに過ごせるというメリットも考えられ

ると思いますので、ユーチューブチャンネルについても、準備が整い次第、実施していただければと思います。

今後、コロナウイルス感染症対策ということでは、あらゆる側面から町民の生活を守りながら進めていかれると思いますけれども、前例のないウイルスと闘いながら事業を進めていかなければいけないことも十分理解しております。

今後、図書館運営についても、安全で安心して利用していただける施設になるよう一般質問をさせていただきました。

今日言いましたデジタル図書もブックシャワーも、今後、いち早く導入されることを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 先ほど、読み聞かせのユーチューブ配信の関係を答弁させていただきましたけれども、本を読むということから、著作権の関係が出てくる可能性がございますので、その辺を整理してクリアできるということであれば、町民の学びに資する部分でありますので、前向きに考えていきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（大原 昇君） これで、9 番藤原公一さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延

会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時17分 延会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員